

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所					
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	70
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1	18	「出来るだけダムにたよらない治水」			
2	7	予断を持たずに検証が進められ、 (意見) 「出来るだけダムにたよらない治水」という看板が掲げられているにもかかわらず「予断を持たずに検証する」と言うことはいったいどのような姿勢で治水全体を考えるのでしょうか？			
20	1	第5章 複数の治水対策案の立案 (意見) たくさんの治水対策案が挙げられていますが、大半は効果が少ないか、社会・経済的に成り立たないものが多いと思います。実現の可能性を考えると対策案だけが羅列されれば、一般の人は「有り余る治水対策案が存在しており、容易に安全度水準が達成されるのではないか」と勘違いしてしまうのではないのでしょうか。 「効果の定量性」、「従来の代替案の検討」で一応言及されていますが、それぞれの対策案ごとに、効果の定量性、経済性、社会的実現性などの面から、A、B、Cにランク分けをしての評価を対策案ごとに併記されては如何でしょうか。			
20	25	(1) ダム、(2) ダムの有効活用 (意見) 「第5章 複数の治水対策の立案」においては(1) ダム、(2) ダムの有効活用が治水対策の有効な治水対策の手段として挙げられていますが、「ダムにたよらない治水」を標榜するなら、このような構成をすることは掲げる看板と実際の考察結果の間に大きなねじれを感じてしまうのは私1人ではないのではないかと思います。 また、なぜ既設のダムが容認されて、なぜ実施中のダムが駄目なのかについても、客観的な説明が必要になるのではないのでしょうか？			
全体 に 対 する 意見	その 一	(意見) ダムは委員会案でも言及されているように有効な治水・利水手段の一つであると思います。しかるに、限られた対策案の中で、その有効な手段を除外して安全度の確保を図ることが、極端に高度化・複雑化した我が国の土地利用の中で、いかに困難であるかとの認識が必要と思いますが、この中間とりまとめ案からはそのような雰囲気は全く感じとることが出来ません。			

その - 2	(意見) それぞれの現場では、起業者も関係者も気の遠くなるような、血の出るような苦勞を重ねて今日の合意形成がなされたものが殆どであります。このような観点から見ると現状がもっとも合理的な状態であると考えざるを得ません。 委員会ではこれらのプロジェクトの成立から事業の実行の経過をどの様にとらえてどの様に評価に反映させていくつもりなのか、中間とりまとめ案から読み取ることが出来ません。
その - 3	(意見) 一方、ダムか堤防かの評価はたとえば0と100の間を比較するのではなく、51か49の比較をする如きものだと考えています。それに引き替えプロジェクト中止による損失の大きさは計り知れないと言うことに気がつかなければなりません。 仮に、「従来方針通りに進める。」との結論が出るにしても、ひとたび、中断命令が出されたものがすんなりともとの軌に戻れるという保証はなく、従前とは比較にならないような困難さの中での再開になることが、普天間の事例から見ても明らかであるとの認識が必要です。
その - 4	(意見) 私はある国立大学で河川工学を教えておりました。ある時、ダムによる洪水調節の計算演習をテーマにしたレポートの提出を求め、感想を求めました。多くの学生は「マスコミの報道などをみて、これまでダムは不要であると認識していた。今回ダムの洪水調節計算を体験してダムの洪水調節効果を確認し、ダムの必要性を再認識した。」との感想を寄せてきました。 ダムの効果については、特定の団体や一部マスコミの偏った報道により多くの国民がうわべだけの情報に振り回されているのが実情ではないかと感じています。 勿論、無駄な投資は厳しく淘汰されるべきことは論を待たないことですが、ダムの洪水調節機能を工学的立場から正しく分析し、ダムの要不要を議論して欲しいものです。
その - 5	(意見) 技術開発と設備投資をないがしろにする企業には将来を展望することは出来ません。「技術開発と基盤整備をないがしろにする国に明るい未来を展望することはできない」との認識のもと「予断を持たずに」客観的・合理的な委員会の議論に期待いたします。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		メールアドレス [REDACTED]				
④職業		会社員	⑤年齢	72	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
		小石川ダムは建設を即刻中止すべきと判断 国民(国)に利益は乏しくある 借金 200兆以上 意見 1. 江戸川 市内ダムの上流に何故必要なのか 建設時から導水管(400km)がある筈である 2. 小石川ダムに利権が与えられ自治体 や水事企業団も水余りに悩まれている 大田ダムの完成にて (25年以降) 3. 国の財政が乏しい 国民の一人として なぜと考える 国民の苦しい人を助けたい 4. うきは市は上水導水管が有り 市内に ある(合所ダム、嵯峨ダム)水の便と 農業用水は足るが少しなにかい ほしい (法改正を望む) 5. 人口の減少と共に 国が徹底して 決断しなければ国民は何も生ま れないです 勇断を				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢 44
			⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)	
全体	全体	【意見】 今回の中間取りまとめ案の中には、ダム事業の「進捗状況による地域への影響評価（軸）」が無い事について疑問を感じる。 小石原川ダムは予備調査から30年、実施計画から20年経過し、損失補償基準妥結を経て水没地域の70%以上の用地を取得し、水没移転世帯36世帯の内94%以上の世帯が移転契約を終えた段階に来ており、これらダムの進捗状況についても評価の指標とすべきではないか。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		会社員	⑤年齢	63歳	⑥性別
					男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行				
42	5	「各治水対策案について、流水の正常な機能に寄与できるか否かを明らかにし、できない場合は課題について整理する。」と記載されていますが、流水の正常な機能に寄与できるのはダム案だけなので、他の治水対策案と同じ評価軸となっていないと考えます。 従って、同じ評価軸での各治水対策案にするには、当然、ダム案と同様に流水の正常な機能に寄与できるような治水対策案を検討すべきであり、上記の記載は「各治水対策案について、流水の正常な機能に寄与する場合の課題について整理する。」に変更すべきではないかと考えます。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名) : (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		[REDACTED] メールアドレス [REDACTED]				
④職業		会社員	⑤年齢	60歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行					
62	9	検証対象ダムを中止する場合であれば、「河川法第16条の2で規定する河川整備計画の変更」とされています。河川整備計画は、平成9年の河川審議会の提言「社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方について」などを受けて、法改正が行われ、法目的に「環境の整備と保全」が加えられ、河川整備基本方針と河川整備計画に分け、河川整備計画では自治体の長・住民等の意見を公聴会、説明会等を通じて反映させることになりました。これまでどの自治体もこれらプロセスに基づき河川整備計画を策定しています。このプロセスを経て決定された河川整備計画のメニューは、基本的に法で定められたものです。 今回、示された「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)」は、法に位置付けられることなく、これまで、地方が取り組んできた地域の方、学識経験者など、立場の違う人達により審議された時間や経費は何も評価されていません。また、県の条例アセスに基づき、環境への影響について、既に審議会及び説明会を行い審議されてきた現実があるにも関わらず、一律に検証の項目として「環境への影響」が記載されています(頁40、16行)。 上記を勘案しますと、検証するダム事業がこれまで、河川法等に基づきどのようなプロセスを積み上げてきているのかまた、合意形成のためにどのような対応をしてきているのかを評価したうえで補足項目を抽出し事務的コスト縮減を図る必要があります。特に、近年、見直されたダム計画は、住民参加や情報公開等に十分配慮され、審議等に時間をかけ丁寧に取り組まれています。頁18、1行目「3. 4情報公開、意見聴取等の進め方」は、個々のダム事業で進め方が異なるものと考えます。よって、頁18、1行目「3. 4情報公開、意見聴取等の進め方」は、これまでの都道府県の取り組みに鑑み、「地域により密接している都道府県の判断によるものとする。」とされるべきではないでしょうか。 例えば、合意形成が重要とするなか、ハッ場ダム計画で地権者を含む地元関係者がこれまで、合意形成を図るために積み重ねられたプロセスを一方的に無視したまま、建設する段階になってコストのみで中止とし、有識者会議で「今後の治水のあり方について」議論されているのが不思議でなりません。どうか、地方に任せるところは、地方にやらせる姿勢でとりまとめて頂くようお願いいたします。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED] メールアドレス [REDACTED]			
④職業		会社員		⑤年齢	63歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦ 意見			
頁	行				
37	15	【要旨】 ダム中止に伴って発生する費用の基本的な考えを明確にすることが、今後の地域住民及び共同事業者等との合意形成に必要不可欠である。このため、生活再建工事まで進捗しているダムについては、下記項目を発生費用として評価し計上すべきと考える。 ①用地取得費及び生活再建・補償工事費に要した費用。 ②地元市町村の固定資産税減収分。 ③地元市町村が要した行政需用費。 ④地域振興策に要する全ての費用。 ⑤治水計画見直しに伴い手戻りとなる河川改修費。 【補足説明】 ①取得済みの広大な土地は、早期に活用策は見出せず、さらに、その遊休地の管理費が付加されるものであり、これらも計上すべき。 ②事業用地となった事により、地元市町村の固定資産税収入がなくなるため、未来永劫その減収分を損失として計上すべき。 ③共同事業者以外に地元市町村が地元対策として役場内に担当課を設置している。ダムが中止になった場合、これまで要した行政需用費等が無駄となるため、この費用は損失と計上すべき。 ④地域住民との合意形成のため、実施してきた地域振興策及び見直し後の対策事業も含めて、これらに要する費用は全て対象とすべき。 ⑤ダムの洪水調節量に整合した河川改修を実施中の場合、事業計画変更によって再改修となれば、実施済みの河川改修費は、中止に伴う損失として計上すべき。			
38	1	土地所有者等の協力の見通しについては治水対策案が実施レベルでないと、その判断は困難であり、定性的な評価とならざるを得ないと考えられる。 今回の再検証により、ダムを中止して他の治水代替案を採用した場合には土地所有者等の感情から用地交渉には長期間を要すると予測され、ダムの用地交渉が進んでいる場合にはなおさらで、このような予測状況の評価は困難と思われる。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について・中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
		メールアドレス			
④職業		会社員		⑤年齢	62歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行				
15 (61)	16 (21)	各検討主体からの結果報告を踏まえた国土交通大臣の判断について、補助ダムについては、地方の公共事業評価監視委員会の意見を踏まえた対応方針に対して、国の「補助金交付等に係る対応方針の決定」とありますが、具体的には、これまでの事業評価過程を踏襲されるのか、新たな制度が設定されるのか提示する必要があると思います。 また、国の再検討の指示・要請として、「中間とりまとめから乖離した検討」の場合をあげられていますが、この乖離とは、具体的にどのようなことを指すのか提示をお願いします。			
16	3	個別ダムの検証は、事業の再評価の枠組みを活用するとありますが、補助ダムについては、これまで5年ごとに第三者委員会である事業評価監視委員会の意見を踏まえ、地方が主体的に対応方針を決定されています。 今回の再評価が地方の主体性を無視したものであってはならないと考えています。また、新たな再評価実施要領細目について、具体的な内容、公表時期について提示すべきではないでしょうか。			

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2010年8月12日 木曜日 21:39
 宛先: chisuinoarikata@mlit.go.jp
 件名: パブリックコメントです

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局様

恐縮ですが、有識者の皆様に失礼なコメントをお出しすることを始めにお断り致します。

21世紀は環境を大切にす時代と経済界も教育界も政界もいろんなところで言われています。環境を大切に！
 と言うにはそれなりの訳があるのばご承知だと思います。

地球環境がのびきならない状況に陥っているからでしょう。氷河がどんどん後退しているのです。エコと宣伝している製品でも、製造するにはエネルギーを使います。だから、

今あるものを修理し、長持ちさせて使った方がよいと判断する考えがあります。あえて不便な暮らしをしてみようと言う考えもあります。他人に押しつけているのではありません。

自発的に環境をたいせつにした生き方をする者をまた産業を応援こそすれ、政府が進んで環境を破壊する事業を推し進めることに賛同する有識者とは？疑問です。

河川整備が、環境を第一にして取り組むのであれば、私は支持することができないのです。

専門家会議であった淀川水系流域委員会の審議で、つくらなくても済むダムであることが結論づけられているのに皆様方はダムが有効とされました。

淀川水系流域委員会は実に公明正大な会議であったと、おもわれませんか？

それと引き替え有識者会議は閉鎖的な会議ではありませんか？隠蔽工作ありそうな気配がするのです。まるで戦争を推し進める大本営の会議と似ていると思いました。

どなたがどういう考えでどんな発言をなさったのか、いずれ遅くとも半世紀もすれば解ることです。しかし、工事が始まってはこまるんですよ。戦争が始まったら止められない

のと同じです。

もう一度、会議自体を公明正大な形でやり直しをしてください。後世に汚物として残る会議と語り次がれても仕方がない会議にお名前を連ねてはなりません。

子孫に恥を負わせて良いわけがありません。

(別添：意見提出様式)

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		自治体首長	⑤年齢	74	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	1	【要旨】 本事業の検証及び検討にあたり、「関係地方公共団体の長の意見を聞く」との項目については、流域住民の代表として、住民の声を検討会に反映させるためにも、必ず遵守していただくことを望む。 【意見】 今、幾春別総合開発事業の流域には、事業に反対する団体もなく、むしろ、流域住民は事業の早期完成を待ち望んでいる。また、市民を代表する市議会においては、事業の継続に係る意見書をすでに採択している。これらの声を、関係自治体の長として、しっかりと検討の場に届け、事業の早期再開を訴えたい。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
15		1. 沙流川総合開発事業の主目的である洪水調節機能は、二風谷ダム、平取ダムの両ダムの完成により、その機能が十分に発揮されるものであり、平取ダム本体工事の早期着工にむけ国に対し要請を続けてきました。有識者会議が示した「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）」にある評価軸の項目等については、河川整備計画策定時に関係機関、流域住民、自治体等により組織された流域委員会により、十分検討されたものが多く、今後、個別ダムの検証において、同様のことが繰り返されることは、最適な手法を結論づけるうえで、さらに時間を浪費する懸念があり、15年、18年、今年8月12日にも避難勧告がでるなど、頻繁に発生する洪水等に対応出来ない状況が続くことにもなり、流域住民の安全な暮らしを保障できない。 すでに検討され評価が完了している項目については、大胆に省略し、検証の迅速化を図られたい。			
18		2. ①沙流川総合開発事業においてすでに完成している二風谷ダムが、平成15年の未曾有の洪水で、5万立米の流木を補足し堤防崩壊を防いだと同時に、洪水調整により下流の水位を1メートル近く低下させ破堤を回避させたことは周知の事実である。 ②当町の基幹産業である農業は、流域の限られた農地を利用している実態からも、遊水地の確保や堤防の強化は現実的には用地確保やコストや事業期間の面からも非常に難しいこと。以上のようなことから、沙流川の洪水対策においてはダムの建設が最も有効な手法であることは明らかであり、それを、度重なる過去の洪水の辛い経験などを通じ痛切に感じているのは当該流域住民でもあります。これから始まる個別ダムの検証においては各層の多様な意見を聞きながら進めることとしていますが、地元自治体、流域住民等の意見を十分聴取するとした内容を堅持されたい。			

国土交通省河川局河川計画課

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 様

今後の治水対策のあり方について
中間とりまとめ(案)についての意見

- ① 氏名 : [REDACTED]
② 住所 : [REDACTED]
③ 電話 : [REDACTED]

内容についての意見

1. 2 治水目標と河川整備の進め方

これまでの経過と問題点

- ① 天塩川水系河川整備計画は 2007 年 10 月に 20 回に及ぶ「天塩川流域委員会」が開催され、開発局の作った原案を開発局が選任した委員が審議し、案として北海道知事に提出。一部北海道知事の意見付で開発局が自ら策定している。自作自演できることが大きな問題となった。
- ② 自作自演のため、流域委員会の委員は委員長に元北海道開発局旭川開発建設部管理職で当時北海道大学助教授が座長として務め、その他治水の専門学者は開発局の御用学者であった。その他の委員も開発局と関係の深い委員が多く、雑誌等で大きな批判を浴びた。開発局は独裁的であり、このような手法は民主的ではない。
- ③ その後、魚類の委員会が組織され「サクラマス資源の保全について」審議しているが、またしても、開発局が選任した開発局と関係の深い委員がほとんどを占めた。参議院からの質問趣意書が提出され、この件について説明を求められている。開発局による選任のあり方、委員と開発局の関係など雑誌などで再度強烈な批判を受けた。独裁的で「ダムを造ること」を優先する手法の改善が必要。
- ④ 北海道開発局や流域委員会、魚類委員会は住民団体との話し合いを一貫して拒否した。流域委員会公聴会は意見を聞くだけ、意見内容について委員からの質問も審議もされなかった。国の行政がすべきことではない。開発局への強い指導または、組織の大きな改変が必要だ。
- ⑤ 住民や住民団体、国会からの質問趣意書を通じた情報の開示請求に対する対応はほとんどまともに回答がない。開発局・国交省への不信の改善が必要。住民や住民団体を愚弄する開発局はいらない。この反省ができない組織は解体するしかない。

- ⑥ サンプルダムの建設目的が住民の指摘で次々と変わった。「ダムを造りたい」ためだけの開発局が生き延びることが不思議。第三者によるチェック機関が必要。

第一章 今後の治水対策の方向性

1. 1 財政逼迫等の社会情勢の変化

- ① 天塩川水系河川整備計画は 2007 年 10 月策定されている。整備計画の根幹は、「戦後最大の洪水流量により想定される被害の軽減を図ること」です。これは現実にあった被害であり、その手当てを優先して対策することが求められます。これが住民に喜ばれる、分かりやすい治水事業で安上がりになる。
- ② しかし、その手当てを放置し、開発局の数々の過大水害想定手法(過大目標流量の設定、既存最大の雨量の引き伸ばし、流下能力不足の過小評価と堤防余裕高に、ありえない机上の破堤。費用対効果での無謀な破堤手法と過大な被害額の算出など)は現実逃避で「先ずダムありき」のため利用される。これが大きな問題。
- ③ 放置され続ける外水氾濫を起こす多数の無堤地帯への築堤や、流下能力向上のため一部河川の掘削。未利用地や旧川を利用した遊水地の設置。広大な内水氾濫常習地区への排水機場設置など「過大想定の世界から現実の世界へ」の方向転換が求められます。
- ④ 「今後の治水対策の方向性」を正しく導くには、国交省・北海道開発局などの「これまでの治水事業の進め方」について大きな「反省」を国民に示すことが第一の条件になります。国交大臣がなぜ治水事業の方向を変えようとしているのかを理解し、自ら方向転換した態度を早く国民に示すべきです。

1. 5 既設の施設の有効活用と機能の向上

- ① ダムには耐用年数があり、将来撤去しなければならない。その費用も費用対効果に当然含まれるべきもの。また、堆砂での除去費用、維持管理費も含め総合的にダム建設について判断すべきと思います。
- ② ダム建設による環境への影響は、ダムがあり続ける限り負荷を与えます。環境への視点が「河川法」に加えられたことは、この影響を金額として出す手法を確立し、費用対効果算出の根拠とならなければいけません。早急に具体化し、新たな視点も加え費用対効果を再計算すべきです。

2. 2 検証に当たっての基本的な考え方

3. 2 検討主体

- ① ダム案を含む複数の治水対策の立案は、北海道開発局がすべきではない。「開発局のすべきことは第一にこれまでの反省」である。これもなく、開発局が主体となる「新たな治水対策の立案」の結果は「ダムありき」で、明白である。北海道開発局による、開発局のための検討は絶対に避けていただきたい。
- ② これまで現地確認や被害住民からの聞き取りをし、具体的・科学的に分析した代案をきちんと提出してきた市民団体、学識経験者、現実的被害のある流域住民などが第三者機関を担い、具体的に現場それぞれに則した提案をする。北海道開発局の役割は、求めることに答え、または調べ具体的に報告するだけに留める。検証にあたる第三者機関はこのようなものでなければいけない。「川は国民のもの、国は管理を任されているだけ」なのです。
- ③ 検討主体となる河川管理者が「何を提案するか」ではなく、住民が「具体的事例に基づき、何を求め続けてきたのか」を優先させる手法に変える。

3. 4 情報公開、意見聴取等の進め方

- ① 「検証の際には関係自治体で構成する『検討の場』を設置、学識経験者や住民らの意見を聞く」とある。しかし、関係自治体は「天塩川治水促進既成会」を組織し、サンルダム建設推進を決議している。ここが検証しても結果は明白。また、地元自治体でさえこのダムとは関係のない水害事例を次々と挙げ「だからダムが必要」と新聞・雑誌取材で答えている。当初地元議会と町理事者がサンルダム建設を繰り返し陳情したのは「地域振興のため」であり、下流水害のためではなかった。したがって、「関係自治体で構成する「検討の場」は正常に機能しない。ダム推進の結論だけとなる。未だにダム建設地下流市町村から「わが町の水害がサンルダムで救われるので、協力してもらいたい」と言われたことがない。
- ② 「検討の場」を設けるより以前に、これまで一貫して住民や団体との「話し合い」を拒否し続けてきた開発局との「話し合い・意見交換会の場」の設置を実現し、弁護士組織などが入った第三者機関が立会う。その後第三者機関が中心となり新たな「検討の場」をつくる。開発局の強引な手法をくい止め、民主的にすすめることが一番大切。
- ③ 第三者機関の組織は「住民らの意見を聞く」とあるが、このことは河川法の改正があつてのこと。しかし、これまで「聞き置くだけ」で正しく機能しなかった。公平かつ民主的な運営の組織ができるのか疑問である。

第5章 複数の治水対策案の立案

(8) 河道内樹木の伐採

- ① 河道内の樹木の伐採は、・・・流下能力を向上させる方策である。としている。しかし、河道内樹木の代表であるヤナギをこの理由で単純に伐採するのは、河川環境の保全とともに、大きな問題がある。ヤナギは増水時、流失しやすいジャリ及び土砂を無数のヒゲ根でしっかりと包み込み押さえる。また幼木は流速を適度に抑え下流河岸侵食に効果的に働く。老木や成木は根元から伐採するのではなく、地上 50 cm 位で伐採し生かす。その後若い枝が伸び流速を抑え、土砂流失を防ぐ。これまでの河川管理者はこのような視点に欠けていた。

総 評

このように、河川管理者が行ってきた治水事業は「いかにも正当なもの」と強調しているが、実は机上で行える過大な想定によるものが主軸となり費用も膨大化する。しかもこの想定は現実的ではなく、住民には大変に分かりにくい。この手法が生き続ける限り河川管理者である北海道開発局は安泰なのだ。

水害にはそれぞれ原因があつて、対策も一様ではない。このような過大想定による治水が、国家財政を圧迫し信頼できない北海道開発局を維持し、住民意識と乖離してきた。

今後のあるべき国が管理する河川における治水事業は、過去の水害をきちんと調べ、その原因と対策について住民とともに考え、同意を得ながら実施すべきものである。これは「想定の世界ではなく、現実の世界」である。

現にサンルダム建設予定地下流名寄川には右岸無堤地帯が4箇所存在し、サンルダムができて外水氾濫が起こる。今回の整備計画でも築堤の予定は無い。また、音威子府村箆島の広大な内水氾濫に対する排水機場設置は常襲地帯にもかかわらず、参議院からの質問趣意書を通じた質問と要請にもかかわらず、設置しない。

このような箇所は今後の開発局による治水事業を維持するため、過大な事業を想定するための材料(理由)に使われるのではないか。放置することにより、住民は落胆し、開発局は生き残りの材料を温存することになる。現在明らかに治水上問題のこれらの箇所などが真っ先に手当てされるべきであり、ダム建設よりも優先されなければ日本の治水は底に落ちる。被害実績と原因の調査、被害住民との原因の確認と対策についてのインフォームドコンセントが必要であり、これこそ今必要な治水事業の基本である。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
14 頁	9 行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
		【趣旨】 検証のあたっては、評価軸の客観性・科学的根拠・透明性・地域の意向等十分な情報公開が肝要と思われる。			
18 頁	1 行	意見聴取については、流域住民の意見を尊重していただき、地方に生きる「声なき声」をしっかりと受け止めて十分に考慮していただきたい。			
40 頁	16 行	生物多様性の確保・景観、人との豊かな自然ふれあい等環境影響についても十分な検討、考慮をしていただきたい。 【意見】 サンプルダム建設事業の凍結解除につきましては、既の下川町民の有権者の過半数を超える 1800 名以上の署名が集まり、町民大会においても多くの町民が参集しております。ここで生活する住民の思いがこのような大きなかたちとなって表れております。この思いが、ダムを求める住民の意見そのものであり真摯に受け取っていただきたいと思ひます。 近年、北海道において経験していないような豪雨や渇水など異常気象が頻発しております。まさに、地球温暖化が進んでいるものと思ひれます。 流域住民が安全で安心して暮らせる基盤の整備、次世代を担う子供たちが安全で安心して暮らせるための、治水・利水対策が急がれます。地方に生きる住民の声をしっかりと受け止めて頂きたいと思ひます。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		獣医師		⑤年齢	33歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
全 体 に 対 し て		今回まとめられた基準案は、環境保護の側面からは期待外れな点も否めない。。『ダム建設継続の場合と代替治水案とのコストの比較を最重視』して事業の継続、中止を判断するというがここで問題となるのは、代替治水案の作成自体も、事業主体に任されている点である。『建設推進』の立場である事業主体が『ダム建設を中止に追い込むような代替治水案の作成』ができるのか、大いに疑問である。逆にこの基準案により、高コストの代替治水案さえ提示すれば、既存のダム建設を推進するお墨付きを与えることにはならないのだろうか。ダム計画は現状にそぐわない過剰な利水、治水目標の設定が問題視されている。計画高水位等の基準値の設定は環境団体に一任し、その基準値をもとに代替治水案の検討を行うことが必要ではないだろうか。それが『広く多くの意見を取り入れた上での河川行政のあり方』ではないだろうか。 要旨 基準案で問題視したいのは代替治水案の作成自体も、開発局や道といったダム建設事業主体に任されている点である。『建設推進』の立場である事業主体が『ダム建設を中止に追い込むような代替治水案の作成』ができるのか。逆にこの基準案により、高コストの代替治水案さえ提示すれば、既存のダム建設にお墨付きを与えることにはならないのだろうか。計画高水位等の基準値の設定は環境団体に一任すべきではないか。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
18	1	【要旨】 3. 4 情報公開、意見聴取等の進め方について、「関係地方公共団体からなる検討の場」の設置、「関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者」の意見を聞くことと記載されておりますが、是非この案のとおり地域の現状を理解し、地域の意向を十分に反映できる関係者による検討を行って頂きたい。 【意見】 ダム建設事業決定に至るまでの経緯や流域河川の状況などダム建設を取り巻く事情は地域によってそれぞれ違いがあります。個別ダムの検証を行う場合、環境面やコスト面などの一般論的な議論だけにより判断するのではなく、既にダム完成を前提とし社会経済活動を進めてきている関係地方公共団体や関係住民がいることなど、その地域特有の事情を勘案し行って頂きたい。 その為にも、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、「関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者」の意見を聞きながら、その地域に最適の今後の治水対策の方向性を決定して頂きたい。	
45	7	【要旨】 8. 1 検討の進め方について、「必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する」とされておりますが、点検・確認の要請があった場合、関係地方公共団体等に新たな費用負担が発生しないようにしていただきたい。 【意見】 利水参画者である関係地方公共団体等は、水道用水の安定供給のために策定した水需給計画に基づき、ダムを水源とする水道施設の整備、計画を行ってきております。今後検討主体より点検・確認の要請があった場合、その再点検・再確認にかかる費用負担について明確にされておりません。地方公共団体の財政逼迫状況に鑑み、関係地方公共団体に新たな費用負担が発生しないようにしていただきたい。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名						
②住所						
③電話番号		メールアドレス				
④職業		会社員	⑤年齢	42	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
20	1	「第5章 複数の治水対策案の立案」について、ダムをはじめとする「治水対策」が26例挙げられていますが、日本古来の伝統治水工法がほとんど無いのが気になりました。輪中堤はその少ない例ですが、粗朶沈床工・柳枝工・木工沈床工など、日本の景観・気候・風土に合った伝統的な治水工法が江戸時代より受け継がれてきたにもかかわらず、明治期以降にはほとんど採用されておりません。あってもイベントがてら部分的に採用される程度。今後は、それら伝統工法の採用箇所を増やすと同時に、技術者を養成することも検討されてはいかがでしょうかと思います。				
29	21	「森林の保全」、森林といってもブナ・ミズナラの原生林もあれば、皆伐してスギを植えたばかりの植林地も含まれるでしょう。ブナとスギの保水力の違いは大きく、やみくもな伐採と針葉樹一辺倒の植林により、森林の治水機能が失われることを危惧します。ここは、保水力の見込まれる広葉樹にしばってその保全を図り、スギなどの単一種林については、多様な種が混在する混交林への転換を目指すといった記述を望みます。				
37	8	(2) コストについて、私が注目している「成瀬ダム」は現時点で事業費が1500億超ですが、より規模の小さい森吉山ダムで1700億円。どうみても成瀬ダムが1500億円程度で完成するとは思えません。森吉山ダムは当初予算1000億弱だったのが、数年前に1700億に跳ね上がりました。その経緯というものが、実に不透明なのです。すくなくとも事業費が大幅に膨張すると判明した時点で、事業の是非を国民に問うべきであったと思われます。ここは、これだけ予算が膨らむと周知したうえで、それでも事業は続行すべきか否か、国民の審判をあおぎ、「見込む」「評価する」などのあいまいな記述は避け、「明らかにしたうえで中止または続行とする」と、一歩踏み込んだ記述にすべきと思います。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見談当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
61 ～ 62	23 3	「中間とりまとめ」に示す手順や手法から乖離した検討が行われた場合に再検討を指示・要請する点は、適切な手続きと考えます。 しかしながら、地域や関係者から迅速な検証が求められているなか、再検討の要請が繰り返される状況は可能な限り回避すべきですので、再検討を指示・要請する際は、検討不足の点、必要な検討内容、検討手法等を明確に示すことが必要と考えます。 (172字)	

別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	61
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
7 頁 ～ 10 頁		【要旨】 「1.4 流域と一体となった治水対策のあり方」では、ダムを否定するわけではないがダムに頼らない方策をダムも含めてゼロから見直し、総合的に評価しようというのが今回の治水対策の目的だと思います。 その方策を見ると、ダムから水害保険までのソフト面からハード面までの 26 方策が検討の対象になっていますが、一緒に議論は問題のすり替えになるのではないかと思います。 【意見】 治水対策はあくまで洪水をどう防御するかであって、早く避難すればいい話ではないと思います。その点、ソフト面の議論は別角度からの対応かと思うので、今回の検討対象から外して良いと考えます。 またハード面においても、「引堤」、「部分的に低い堤防の存置」、「輪中堤」、「二線堤」は、江戸時代、明治時代あるいは昭和中期程度までであって、近年では河川流域の都市化で答えが出ていると思います。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	61
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
59 頁	16 ~ 19 行	【要旨】 第9章総合的な評価の考え方では、「安全度」を確保することを前提に評価すると述べています。大変に大事なことで、安全度を落として今後の対策が決められたら、最近の異常気象の中、国民の命・財産を守ることは大変危ぶまれます。その点では、大いに評価されるものと思います。 【意見】 例えば、利根川は安全度の目安である洪水確率は、東京の大都市を控えているため 200 年に 1 回以上洪水が発生する確率を長期的な河川整備を目標にしますが、現在の整備では、当面の目標として 30~40 年に 1 回程度の洪水確率と聞いています。 1947 年のカスリン台風以降、利根川流域にそれ以上の大型台風が通過していませんが、まだ 60 数年しかたっていません。自然気象の恐ろしさは、今年あたりの日本各地の洪水被害を見ても明らかであり、どうか「コスト」をはじく場合、短中期コストではじくのではなく、自然が相手になることから長期コストを大事にしてもらいたいと思います。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

団体名		
意見該当箇所		御意見
頁	行	
1	17	今後のわが国の治水対策の基本的なあり方について、わが国の急峻な地形や、とりわけ平野部に人口や資産が集中している利根川流域の現状を見たとき、ダムに代わる有効な治水、利水の方策は考えにくく、「できるだけダムに頼らない治水」という考え方は、必ずしも首都圏を抱える利根川流域の実情にはあてはまらないと考える。
15	20	個別ダム検証の基本的な考え方については、国・関係自治体が長年の合意のもとに計画を進めてきた事業については、その経緯・計画の趣旨を十分に考慮し、中止を前提に検証することがないようにすべきである。
4	15	少子高齢化、生活様式、産業構造など、社会経済的な変化を考慮するとともに、特に最近の地球温暖化に伴う局地的集中豪雨により、これまでの予想をはるかに超えた事態が発生していること等を特に考慮すべきである。
60	4	工事中のダムの検証にあたっては、これまで進めてきた水没地域の環境や住民生活を十分に考慮し、地域住民・自治体に重大な影響を与えないことなどを考慮すること。
18	6	直轄ダムの事業主体であるとともに検証主体でもある国は、応分の費用負担をしている地方自治体の意見を十分に聞くとともに、関係自治体の長の合意を得ながら検証を進め、結論を出すこと。
20	4	地球温暖化に伴う、集中豪雨による被害が多発している今日、目標とする治水安全度を設定する場合、過去の流域における洪水被害の実績を十分考慮し、安易な治水安全度の引き下げを行わないこと。
14	9	特に、利根川・荒川水系の流域は、人口・産業・資産が高度に集積していることから、治水・利水の両面における検討を行う場合、首都圏の生活や都市機能に支障を生じないように、安全度の確保を図ること。
61	16	八ッ場ダムについては、検証の過程を明確にするとともに、概算要求とは関係なく、できるだけ早期に検証結果を出し、国が策定した基本計画で定めている平成27年度末の完成を目指すこと。
37	15	工事中のダムの建設を中止する場合は、関係自治体への負担金額の返還等を要すること、中止後も生活再建事業、地域振興事業等に要する費用が必要となることを検証の過程で見込むこと。 上記に要する費用については、国は責任を持って返還・負担すること。

別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	51
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
6	24～	ハードの対策として、計画高水位以上の水位の流水に対しても壊滅的な決壊にすぐには至らない粘り強い構造の堤防に関する技術開発を進め、被害軽減に役立たせる必要がある。また、重要水防箇所の周知を図ったり、必要に応じて災害危険区域を指定したりする施策を進めることが望まれる。 この文章から、「現在整備されている堤防は決壊に対する安全度が低い」ということがわかっているのですね。 また、あれだけ長い延長の堤防に対して、どこが危険であるかの判断を科学的に示すことが出来るとは考えられませんが、そのようなことが出来るという根拠はあるのでしょうか。 さらに、「粘り強い構造の堤防」をこれから技術開発するということでは、とても国民の安全な生活を守ることは出来ないと考えます。 これまで、時間や税金をかけて、国民・とりわけ地域の安全を確保するダムを計画してきて、場合によっては残すところ建設するだけという段階にあるダム事業を、白紙に戻そうとする。その根拠はこれから考えるというのでは、与党のマニフェストを守るがための国民抜きの施策としか考えられません。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	51
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
15	18～	検証とは、検討主体が検証に係る検討を行い、その検討結果の報告を踏まえて国土交通大臣が判断する過程全体をいう。 とあります。 この文章から、「検討結果の報告を得て国土交通大臣が判断する」ということは、検討結果をそのまま採用するのでは無く、国土交通大臣の私見が加わって決定に至ることになる。と解釈できます。 国土交通大臣は政治家であり、結果として判断に与党「民主党の考え」が加えられるということになります。 それでは、純粋な技術的評価による個別ダムの検証とは言えないと感じます。 国土交通大臣は、検討結果についての確認は必要としても、それを覆す権限が明確に示されることは不適切と考えます。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	51
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
25	7～	(13) 雨水貯留施設 雨水貯留施設は、都市部における保水機能の維持のため・・・・・・設けられる施設である。 (中略) 効果がある場合がある。			
	17～	(14) 雨水浸透施設 雨水浸透施設は、都市部における保水機能の維持のため・・・・・・設けられる施設である。 (中略) 効果がある場合がある。 とあります。 これらの代替案は今回の、洪水対策とは無関係な施設と考えます。 こういった対策について、時間的にまた具体的な効果を数値として表すことは出来ないと考えます。 これは、与党が国民の安全をないがしろにする施策を進めるがために、国民の目をくらまそうとする、施策と考えます。 これを、代替案の一部とすることは、不適切と考えます。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	51
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行	（200字を超える場合は200字以内の要旨も記載）			
28	14～	建築基準法による災害危険地域の設定等の法的措置によって、宅地の宅地のかさ上げやピロティ建築を誘導することができる。 個人のまたは地域開発を行おうとする事業者に洪水対策を減じたいがために、法的に負担を強いるもので、この施策によって指定された地域の不動産の評価は低下することが予想される。 それを承知で今後、開発行為の実施・自宅用地の購入をする人はよろしいでしょうが、民有地を法的に指定できるとすることは、不適切と考える。 また、指定できたとしても、その時点でその地域に対して莫大な保障が必要とも考えられる。 よって、(21) 宅地のかさ上げ、ピロティ建築が有効な代替手段になりうるとは考えられない。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	51
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
35	1～	第7章 評価軸 (1) から (8) の評価軸が示されているが、実現のための時間に関する検討がなされていない。 方針だけが、出て決定されたとしても、いつまでに完了するのが、決まっていな い施策は、その事業を継続している間の経費（人件費等）が膨大にかさむことが予想 される。 よって、各代替案を完了できる時間の評価を行う必要があると考える。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
8	9 ～	【要旨】 流域全体で治水対策を分担する場合、各々の治水対策施設において水量等を正確に把握し、流域全体で共有することが望ましいと考えます。そのためには施設に対してセンサ装置の設置を義務化し情報を共有化すべきであると考えます。 【意見】 今まではダムの貯水量・流入量等や、河川の流量・水位を管理者が正確に把握し、監視管理を行うことで、河川全体の治水が行われてきました。そのためダムが建設されない場合、8 ページの 9 行目以降にありますように、流域全体で治水対策を分担することになり、貯留施設や内水制御等を各自治体で整備することになります。よって上流域・下流域の水量の状態を正確に把握せずに上流側で水門・排水制御等の防災対応を実施すると、下流側で災害を招く恐れがあります。そのため、各自治体での貯留施設等の水量状況はその自治体や隣接自治体だけではなく、流域全体で情報として共有し把握する必要があります。それを実現するため、貯留施設等を整備する場合は、水量を把握するため水位センサ等もあわせて設置することを義務化し、流域全体の関係者が水量状態を把握できる仕組みを構築することが必要であると考えます。またシステムの整備だけではなく、流域全体で判断・意思決定を実施するための、管理者間のスキーム（意思決定権、伝達経路の明確化等）についても事前に検討し、最適な危機管理体制を構築する必要があると考えます。			

30	8	【要旨】
～		流域全体の情報を元にした正確な避難情報伝達を実現するためには、流域全体の最新情報を常に入手する必要があります。その手段として ICT の最新技術であるクラウド技術を用いることで、流域の各管理者からの様々な情報をリアルタイムに収集し一元情報として提供することが可能となるため、様々な媒体を経由して災害には避難に役立つ情報の配信を、また災害後には復旧状況・物資情報等の通達を実施することが可能となります。
19		【意見】
		洪水時に住民に対して情報が行き渡るように様々な媒体を通じて情報を提供するという指針はそのとおりであると考えます。ただ、前項にも記載したとおり、各自治体で管理する現場の水量状況については流域全体で情報を共有・把握する必要があり、避難判断を行う自治体としても、流域全体の情報を元にした判断が不可欠となると考えます。そのような流域全体の情報を網羅的に情報収集・伝達を可能とする仕組みとして ICT の最新技術として急速に普及が進んでいる「クラウド」技術を用いて実施する方法が最適であると考えます。
		クラウド技術を用いて流域全体で1つのクラウド基盤を構築すると、流域内の各治水設備管理者からの様々な情報をリアルタイムに集め、共有し、そして最適な形で自治体や住民に対して情報を配信することが可能となります。また、災害後にも復旧状況・物資情報等を円滑に住民に通達することが出来、被災した方の情報不足による混乱を最小限に抑えることが可能となります。そして平常時には、河川の水量・水質等の情報を管理することが可能となり流域全体の水資源管理のシステムとしても活用することができ、治水だけではなく利水と渇水の管理システムとしても使用することが可能となります。このような技術を用いて、住民への流域全体の情報を元にした情報伝達を可能とする仕組みの構築が必要であると考えます。
		※上記に示したクラウドについて、適用イメージとなります「コミュニティクラウド」を別紙に示します。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		会社員	⑤年齢 34
		⑥性別 男	
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
6	6	「1. 3 計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方」の記載について、各対応が記載されていますが、まずは洪水予測精度の高度化を急ぐべきではないか、と思います。予測精度を向上させることで、これまでの確率論に基づく整備に関わるコストを削減できるのでは、と思います。	
20	1～	「複数の治水対策案の立案」として、数多くの対策が記載されていますが、地形上適用が難しい対策や、長期的な整備・管理を視野に入れると多大なコストを要する対策も記載されているように感じます。また、周辺環境に及ぼす影響として、対策によっては、ダムよりも非常に広い範囲に影響を及ぼすのではないかと、思えるものもあります。費用対効果、適用範囲に関する説明の記載もあった方が良いと思います。	
36	16～	「ダムは完成するまでは全く効果を発現せず、完成し運用して初めて効果を発揮することになる」という記載について、これまでのダム建設に要する期間が長すぎるのでは、と思います。まずはダム建設に要する総時間を短縮する検討を進めるべきだと思います。	
60	5	「一定の「安全度」を確保することを前提として「コスト」を最も重視する」との表現がありますが、国民の立場から考えると、最も重視してほしいのは、やはり「安全度」だと思います。「一定の安全度を確保することを前提として」と言う表現で配慮されていると思いますが、国土交通行政の目標にもある「安全の確保」をもっと考慮した表現にした方が良いのでは、と思います。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
—	—	【要旨】 個別ダムの事業中止を決定する際には、代替案を示していただきたい。 今後、地方自治体における具体的な治水対策について検討されるようお願いしたい。 【意見】 中川・綾瀬川流域は、低湿地帯という地勢に加え、急激な都市化などの社会的要因から度々浸水被害が発生しています。また、近年、地球規模的な気象の変化（温暖化）により、想定を上回る豪雨による浸水被害も発生しています。ダム事業とは別に、中川・綾瀬川流域では、「中川・綾瀬川流域の特定都市河川浸水被害対策法の適用検討」や「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の改正」に取り組んできていることから、個別ダムの事業中止を決定する際には、代替案を示していただきたい。 また、「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換を進めるという考えに基づく「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ（案）」を踏まえ、今後、地方自治体における具体的な治水対策について検討されるようお願いしたい。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①市町村名			
②電話番号		メールアドレス	
意見該当箇所		③御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
18	6	「関係地方公共団体からなる検討の場」について 関係地方公共団体は、国とともに事業費における費用負担を求められるのであれば、検討主体と同等の立場であるべきであろう。 よって、意見聴取のみならず、関係地方公共団体との合意手続きも必要であると考ええる。また、関係地方公共団体の数にかかわらず、全ての関係地方公共団体が対象であろう。	
18	15	「3. 5 対応方針（案）等の決定」について 対応方針（事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）をいう。以下同じ。）の原案を作成した場合、関係地方公共団体の意見聴取し、全ての関係地方公共団体の合意を得て決定する必要があるのではないか。	
20	6	「河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。」について 目標とする安全度の設定に当たっては、安易に治水安全度の引き下げを行うことは避け、関係地方公共団体の合意を得ることが必要である。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		建設コンサルタント		⑤年齢	51
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
6	18	「ハザードマップ」は住民に普及していない現実があり、なぜかを考え、普及を促進する施策が必要です。 各町内会や村落ごとに電柱に浸水高さを表示するような工夫が必要。このアクションはすぐにでも出来る内容である。そうすれば近隣住民の具体的発想が身近に生まれるのではないかと考えます。			
10	20	「河川管理施設の健全性と信頼性を持続的に維持するための費用は、財政難のもとでも縮減すべきではない。」ことは承知できますが、点検情報のデータの蓄積や効率の活用、安く出来る修復技術など河川施設の長寿命化に対する研究や技術開発を推進し、理に適った縮減は目指す必要があると思います。			
11	1	<次のように文章を変えることを提案します。赤字が変更部分です> 堤防についても不断の保守を怠ってはならない。堤防は様々な不確実性を内包しているので、河川管理者は地域の河川に精通した専門家（例えば川守のような人）などの協力を得て、周到な目視点検等の調査を行い、劣化変状等を確認し、適切な対策を施すことによって未然に災害を防ぐ努力が必要である。そのために日常的あるいは緊急的な目視点検等を支援するハード及びソフトの監視技術の開発ならびに川守のような点検能力や経験に長けた人材の活用を推進していくことが重要である。 流域の災害や堤防被災の経験等に精通した人材が、周到な目視点検等の調査に最も適任であると思います。監視技術の開発も重要ですが、経験ある人材と監視技術が両輪となって堤防の不断の保守が実現できると思われ、「人材（川守と称してます）」にも触れておくことが、現状の治水対策には重要ではないかと考え、人材に関する表現を追加した案を提案します。			
23	4	<次のように文章を変えることを提案します。赤字が変更部分です> また、モバイルレビー（可搬式の特殊堤防）は、景観や利用の面からかさ上げが困難な箇所において、水防活動等によって簡易な越水防御壁を一時的に設置するものであり、適用条件が合えば浸水被害の軽減に効果を発揮しうる（同類の施設として、いわゆる昼堤がある）。 *原文の「板等を組み合わせて一時的に効果を発揮する」では、モバイルレビーのイメージが不明瞭と思われ、表現の具体化を試みてみました。			

28	7	「宅地のかさ上げ、ピロティ建築等」によって浸水被害の抑制を図ることが示されていますが、兵庫県南部地震をはじめ、既往の地震災害ではピロティ形式の建築物が被災している例が多く報告されており、また、かさ上げた宅地では、地震で崩壊したり、液状化を起こして家屋が被災する事例もありますので、治水方策とする場合には、このような地震に対する留意と、これに対する対策費用の計上について、触れておくべきではないでしょうか。
29	24	「良好な森林からの土砂流出は少なく、また風倒木等が河川に流出して災害を助長・・・」とありますが、健全な森林が形成され、保水機能が確保されていれば余分な水を河川に瞬時に流出させたり、土石流のように河川を堰止め、流下能力を阻害することは少なくなります。現状、山林や森は荒廃しており、治山整備を行うことは流域治水や土砂災害軽減のための国家的最優先課題であると考えます。「健全な森林の状態への変化には不確定要素が大きく、定量的な評価が困難」とありますが、地域の住民にとっては、流域の治水対策としての意義以上に、身近に抱える災害危険要素であり、現在の疲弊した地域に活力を戻すためにも地域住民や企業が山地・里山の森の再生に参加できる経済システム整備などと合わせ、課題に取り組む姿勢を表現することが必要と考えます。
54	10	「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」に関する文章が、p39 の評価軸に関する同様の文章と、内容が若干異なっています。利水対策の評価軸として表現が異なる場合があるとは思いますが、本項については p39 の表現のままで良いように思います。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		地方公務員	⑤年齢	60	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
全体	全体	そもそも治水対策は国家が国民の命を守る安全保障である。ところが今回の「中間のとりまとめ（案）」は、治水対策における「安全」という視点が不明確である。どのような災害から、国民の命をどのように守るのかという視点で、「国が国民の命を守る」「国が社会・経済・文化を守る」治水対策を盛り込むべきである。 『治水は治国なり』			
2	8	コストとはリスク評価があって初めて成立するものである。災害リスク評価について全く無視されており、コストの絶対値だけを比較すれば事足りりとする事は、事業評価としても不十分である。治水対策の費用便益分析は、リスクを保有領域まで低減する対策事業費をコストとして、死者数・資産被害額を便益とする災害リスク評価を行うべきである。 『貧すれば鈍する』			
8	24	そもそも国民の生命財産を洪水から守る治水対策を、水害が発生した後の損失を補償する保険制度で補完しようとする事は、同一の場で議論すべきものではない。洪水で失われるものは生命・財産だけではなく、そこに長年住み、積み重ねられてきた国民の感情や文化であり、国民生活そのものである。それを保険金という対価として補償する事で治水対策として成立させようとする事は、国家として行うべきではない。金銭で国民を計ろうとする事は正に棄民である。 『国家の品格、品位』			
13	15	治水対策は既往最大洪水の再来に対し安全であることを目標とすべきである。「河川整備計画」レベルを目標とするのであれば、目指す治水対策が国民に安全を保障するものではなく、目前急迫の現時点に対応するだけで、これまでの治水対策よりも災害リスクが増大する目標であることを明らかにした上で、国民合意を得て決定されなければならない。 ちなみに阪神淡路大震災後の地震対策は、阪神淡路大震災級の地震に耐えられる事を目指すことが国民的合意となって、あらゆる分野で備えているのである。			

14	3	コストを重視するという事は理解できるが、その結果が安全水準を下げて考えるのであれば、本末転倒である。オランダには治水目的税としての「ウォーターボード税」があり、環境税を取り入れている国は、ドイツ、イギリス、デンマークなど数え切れない。国家が国民の命を守る責任を全うしようとするれば、必要な財源の確保について議論を避けるべきではない。世界各国は既に地球温暖化への適応策の実施に邁進しており、必要な財源も国民負担としているのである。 『国家の責任』
20	8	治水対策が大きな命題となっている諸外国では、すでに地球温暖化を織り込んだ上で、治水安全度を長期の期間で考えている。オランダでは5千年～1万年確率、イギリスではテムズバリア 1千年確率などである。ライン川やルーズ川でも国を跨いで流域計画を作成している。地球温暖化の影響による海面上昇や気候の極端化など、考慮しなければいけない事項は山積している。 これらをすべて無視した「今後の治水のあり方」検討は、驚きを禁じ得ない。日本だけが世界の常識から外れているようにさえ見える。 『賢者は他者の歴史に学び、愚者は己の経験に学ぶ』
30	20	治水安全度の確保向上と洪水発災後の資産の損出を補償することは、全く別のものとして検討されるべきである。 遊水池や二線堤の氾濫域で考慮されるべき地役権や補償制度を、洪水域全体に広げ、治水安全度と引き換えにしようと考えすることは、国民の命を守る国家がなすべきことではない。はじめから氾濫域に住んでいることを認識し生活設計をすることが出来る住民に対する保険制度を、災害を受けた後の補償制度と同様なものと位置づけることは治水対策ではない。補償の問題は発災後の復興計画や災害対策、危機管理としてとらえるべきである。
纏め	纏め	国家が行う危機管理には発災前に取り組むリスク管理と、発災後に実施される危機管理とがある。治水対策とは「安全」というリスク管理の範囲で議論されるべきである。事後対策としての水災害対策の分野までを混同すべきではない。 『国家、百世の安堵をはかれ』

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		—	⑤年齢	—	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
全体	全体	今日までの治水対策は、上流域ではダム、中流域では遊水地、下流域では河川改修など、それぞれが果たすべき対策を積み重ね、流域全体で着実に治水安全度を高めてきたものである。 「ダムにたよらない治水」の考え方は、国土の保全や形成、安全保障の一大転換であり、大変影響が大きい。しかるに、治水対策は、単に現時点における社会・経済情勢、コストのみに左右されて判断すべきものではない。放水路開削の歴史を顧みるまでもなく、今を生きる我々には、【後世に安全な国土を引き継ぐ責務】がある。目前急迫の事項ではなく、長期にわたる将来の日本の安全を担保することを目指すべきである。			
1	1 8	『「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進める』とあるが、中間とりまとめ(案)は全体を通して「できるだけコストのかからない治水」を目指しているだけである。ゼロベースですべての治水対策について、安全性とコストの調和を図ることを目指す検討をすべきである。「ダムは、コストがかかる」という予断があり、適正な検討・検証がなされるか疑念がある。 【参考一ハッ場ダム代替案としての河川改修費用(江戸川区試算)】 ハッ場ダムの洪水調節流量を河川改修(河道掘削、引堤、堤防嵩上げ)で代替する場合 河川改修延長一利根川18.1km及び江戸川5.3km 河川改修費用総額 2兆500億円			
2	8	『よりコストが低い治水対策が見出されることを強く求める』とあるが、治水対策は、単に現時点における社会・経済情勢、コストのみに左右されて判断すべきものではない。治水とは、まさに国家が国民に約束をする安全保障であり、流域住民の生命を預かっていると認識すべきである。将来の日本国民が安心して暮らせる安全な国土の実現を図る未来志向の検討が必要である。この点を評価軸の重要な要素として検証すべきである。			
6	3	『経過年数』によって事業の継続が妥当かどうか判断するとあるが、不適切である。例えば、江戸を洪水から守る利根川東遷事業は未完であり、400年経過した現代でも、首都圏を洪水から守るために継続している事業である。治水事業とは、時間をかけて安全性を高めるものであり、安全性が向上していないにも関わらず、やみくもに年数が経過したからといって、事業継続の妥当性を判断すべきでない。			
6	2 4	『壊滅的な決壊にすぐには至らない粘り強い構造の堤防に関する技術開発を進め、被害軽減			

		に役立たせる必要がある。』とあるが、ある程度の避難時間を生みだすことは期待できるが、決壊による人命・財産損失には何ら効果がない。計画上の整備水準を上回る洪水に対する治水対策としては高規格堤防（スーパー堤防）がある。堤防決壊が許されないゼロメートル地帯にとっては決壊しない堤防が必要不可欠であり、今後も積極的に高規格堤防整備を進めるべきである。
7	3	『地元自治体や住民の理解と協力を得ることが必要不可欠であり、河川管理者として真摯な対応が求められる。』とあるが、具体的にどのように自治体や住民の理解を得るのか、その方法論が明確に示されていない。治水対策は、河川流域全体で取り組むものであり、理解を得なければならない対象住民は、流域住民全体である。必要不可欠とまで表現するのであれば、地先住民というように限定的な住民との誤解を生じないように、治水対策の恩恵を受ける流域全住民と表現すべきである。
7	15	『ここで述べた対応については、現状の整備水準を上回る洪水への対応にも有効である。』とあるが、ここでいうソフト施策が避難誘導等のシステムを指すのであれば、これは治水対策ではなく、人命をどう守るかという危機管理の問題であり、当有識者会議の検討対象外と位置づけるべきではないか。別の場、別の次元で検討すべき事項と認識する。このようなソフト対策は、人命救助の対策であり、堤防決壊による首都圏の国家的中枢機能及び資産の損失を防ぐ治水対策ではない。
8	7	『できるだけダムにたよらない方策の検討を要請されている』とあるが、ダムだけが不適切であるとの予断によるものであり、間違った考え方である。「安全でできるだけコストのかからない方策の検討を要請されている」とすべきである。
8	22	『宅地のかさ上げやピロティ建築』とあるが、隣地の承諾や、道路斜線、北側斜線、日影規制撤廃などの建築基準法等の現行法の改正が必要である。また、高床にするには、コンクリート基礎を高くする工法などに費用がかかるため、補助制度なども必要となる。氾濫時の湛水深が大きいゼロメートル地帯では、宅地のかさ上げやピロティ建築は非現実的であり、莫大なコストを要することからも実効性に疑問がある。 【参考—建築物の高床化費用（江戸川区試算）】 高床対象家屋（江戸川区内）約31万戸、高床費用総額 2兆3,000億円～2兆8,000億円
8	23	『二線堤の設置』とあるが、土地利用の低い場所がある場合においては一定の効果があると考えられるが、一様に高度な都市化が進んだ地域については、堤防の内外で治水安全上の格差を生むこととなり、実現は不可能である。水没とされた地域の合意を得ることは容易ではなく、浸水時の補償制度も必要である。
8	24	『水害に関する単独の共済や保険の導入』とあるが、水害は各々の生活基盤を根底から破壊するものであり、単純に金銭で代替できるものではない。当有識者会議において、水没しても金銭補償をすれば済むという検討をすること自体が国民感情から乖離している。治水の専門家が集まって行う議論ではないと考える。そもそも有識者会議の役割は、治水の安全性を確保す

		ることにより、補償問題は別次元のテーマである。
1 2	2 5	『とりわけ、これまで完成を目指してきたダムが本当に必要なものかどうか』とあるが、歳出を徹底的に見直すのであれば、ダムを含めすべての方法を検証するべきである。歳出を減らすことが目的であり、ダムを止めるということが目的ではないはずである。
1 3	1 5	『治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。』とあるが、治水対策案が確保する安全度の目標は、当該水系の最終整備目標である「河川整備基本方針」と同程度とすべきである。20～30年後の河川整備の目標にすぎない「河川整備計画」をあたかも到達点であるかのごとく扱って、治水対策案立案の基本とすることは不適切である。
1 4	3	『コストを最も重視する。』とあるが、治水対策は、単に現時点における社会・経済情勢、コストのみに左右されて判断すべきものではない。治水とは、まさに国家が国民に約束をする安全保障であり、流域住民の生命を預かっていると認識すべきである。将来の日本国民が安心して暮らせる安全な国土の実現を図る未来志向の検討が必要である。この点を評価軸の重要な要素として検証すべきである。
1 4	7	『関係住民、関係地方公共団体の長、(中略)の意見を聴く。』とあるが、関係住民、関係地方公共団体の長ではなく、治水対策の恩恵を受ける「流域住民、流域地方公共団体の長」と表現すべきである。また、具体的にどのように意見を聴くのか、その方法論を明確に示すべきである。これまでの河川整備の歴史の中で、度々繰り返されてきた上・下流の水争いの歴史や流血とともに争われてきた水の問題を議論するのに、すべての流域内の当事者の参加の元に合意がなされなければならない。
1 8	5	『「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置』とあるが、関係地方公共団体ではなく、流域地方公共団体と表現すべきである。また、具体的にどのような場を設置し、どのように検討するのか、その方法論を明確に示すべきである。これまでの河川整備の歴史の中で、度々繰り返されてきた上・下流の水争いの歴史や流血とともに争われてきた水の問題を議論するのに、すべての流域内の当事者の参加の元に合意がなされなければならない。
1 8	7	『必要に応じ代表者を選定する』とあるが、流域における上流及び下流の地域間の利害の衡平性の観点からも全ての流域地方公共団体の参加を原則とすべきである。これまでの河川整備の歴史の中で、度々繰り返されてきた上・下流の水争いの歴史や流血とともに争われてきた水の問題を議論するのに、すべての流域内の当事者の参加の元に合意がなされなければならない。
2 0	8	『複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。』とあるが、治水対策案が確保する安全度の目標は、当該水系の最終整備目標である「河川整備基本方針」と同程度とすべきである。20～30年後の河

		川整備の目標にすぎない「河川整備計画」をあたかも到達点であるかのごとく扱って、治水対策立案の基本とすることは不適切である。
24	5	『決壊しづらい堤防』は、ある程度の避難時間を生みだすことは期待できるが、決壊による人命・財産損失には何ら効果がない。
24	13	高規格堤防は、『計画を超える洪水による越水に耐えることができる』とあるが、浸透による漏水にも効果があり、さらに軟弱地盤箇所においては必要に応じて地盤改良を行うため、地震にも強いことを明記すべきである。また、『効果が発現する場所は対策実施箇所付近』とあるが、上流側の整備完了により下流側の治水安全度が高まることを記載すべきである。なお、高規格堤防整備の優先順位としては、ひとたび堤防が決壊すると、江戸川区をはじめとする東京東部ゼロメートル地帯は壊滅的な被害となることから、避難可能な高台づくりという危機管理の面からもゼロメートル地帯で最優先に整備すべきである。
25	22	『遊水機能を有する土地の保全』は、現状の治水安全度が維持されるだけであり、治水能力の向上を目指したダムの代替案とは言えない。
26	8	『部分的に低い堤防の存置』は、現状の治水安全度が維持されるだけであり、治水能力の向上を目指したダムの代替案とは言えない。
26	18	『霞堤の存置』は、現状の治水安全度が維持されるだけであり、治水能力の向上を目指したダムの代替案とは言えない。
28	7	『宅地のかさ上げやピロティ建築』とあるが、隣地の承諾や、道路斜線、北側斜線、日影規制撤廃などの建築基準法等の現行法の改正が必要である。また、高床にするには、コンクリート基礎を高くする工法などに費用がかかるため、補助制度なども必要となる。氾濫時の湛水深が大きいゼロメートル地帯では、宅地のかさ上げやピロティ建築は非現実的であり、莫大なコストを要することからも実効性に疑問がある。 【参考—建築物の高床化費用（江戸川区試算）】 高床対象家屋（江戸川区内）約31万戸、高床費用総額 2兆3,000億円～2兆8,000億円
29	2	『土地利用規制により現況を維持する』とあるが、これは将来の新たな建築物に対する被害は防げるが、既存建築物及び居住住民の安全度向上とはならない。
29	10	『水田等の保全』とあるが、夏季（出水期）に水田は水を張っているため、雨水は流出率100%ですぐに流出してしまうことから保水・遊水効果はない。畔をかさ上げ等しても、水田に水を貯める機能を残す等の管理をやらなければ、かえって洪水を大きくする等危険である。夏季（出水期）に水田の保水能力はないと認識すべきである。
30	20	『水害保険等』とあるが、水害は各々の生活基盤を根底から破壊するものであり、単純に金銭で代替できるものではない。当有識者会議において、水没しても金銭補償をすれば済むとい

		う検討をすること自体が国民感情から乖離している。治水の専門家が集まって行う議論ではないと考える。そもそも有識者会議の役割は、治水の安全性を確保することであり、補償問題は別次元のテーマである。
35	19	『河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか』とあるが、治水対策案が確保する安全度の目標は、当該水系の最終整備目標である「河川整備基本方針」と同程度とすべきである。20～30年後の河川整備の目標にすぎない「河川整備計画」をあたかも到達点であるかのごとく扱って、治水対策案立案の基本とすることは不適切である。
36	16	『段階的にどのように安全度が確保されていくのか(例えば、5, 10年後)』とあるが、そもそも国土の安全は、長期の50年、100年の単位で将来の日本国民が安心して暮らせる安全な国土の実現を図る未来志向の検討が必要である。
37	8	『コスト』について評価することになっているが、施設更新費用を十分に考慮することになっていない。例えば、堤防は構築しても時間が経つと地震で揺られて脆くなるが、それに対する更新費用は考慮することになっているのか、不明確である。
45	8	『利水参画者において、水需給計画の点検・確認を要請する。』とあるが、2年に1回は渇水になってもよいと考えるか、30年に1回の渇水に備えた方がよいと考えるのか、利水安全度の理念が不明確である。利水安全度によって、水需給計画は明らかに異なるものである。
48	5	『地下水取水』とあるが、利水目的の地下水取水は、地盤沈下による治水安全度の低下、周辺環境への影響を伴うため、慎重に対応すべきである。東京東部ゼロメートル地帯の地盤沈下原因は、地下水の過剰な取水によるものである。
48	19	『水源林の保全』は、現況の保水能力を維持するのが限界であり、新たな利水可能水量を生み出すものではなく、ダム代替案とは言えない。
49	12	『渇水調整の強化』とあるが、新たな利水可能水量を生み出すものではなく、ダム代替案とは言えない。
50	15	『利水に関する評価軸』とあるが、危機管理に関する利水上の観点が欠如している。
50	21	『利水参画者に対し、開発量として何 m^3/s 必要かを確認』とあるが、どのような安全度(確実性)でその水量が必要なのかをセットとして確認する必要がある。
54	8	『地域社会への影響』は、その影響の大小だけでなく、不可逆なものか、元に戻せるものなのかを観点に加えるべきである。
55	4	『環境への影響』は、その影響の大小だけでなく、不可逆なものか、元に戻せるものなのかを観点に加えるべきである。

55	11	『地盤沈下への影響』とあるが、影響として評価するのではなく、過去には荒川河口部で5m地盤沈下し、堤防のかさ上げに多大な費用が注ぎ込まれたように、地盤沈下によって堤防も沈下し、新たな治水対策が必要となることから、コストとしても考慮する必要がある。
59	18	『治水対策案は河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。』とあるが、治水対策案が確保する安全度の目標は、当該水系の最終整備目標である「河川整備基本方針」と同程度とすべきである。20～30年後の河川整備の目標にすぎない「河川整備計画」をあたかも到達点であるかのごとく扱って、治水対策案立案の基本とすることは不適切である。
59	20	『コストを最も重視することとする。』とあるが、治水対策は、単に現時点における社会・経済情勢、コストのみに左右されて判断すべきものではない。治水とは、まさに国家が国民に約束する安全保障であり、流域住民の生命を預かっていると認識すべきである。将来の日本国民が安心して暮らせる安全な国土の実現を図る未来志向の検討が必要である。この点を評価軸の重要な要素として検証すべきである。
60	5	『「コスト」を最も重視する。』とあるが、治水対策は、単に現時点における社会・経済情勢、コストのみに左右されて判断すべきものではない。治水とは、まさに国家が国民に約束する安全保障であり、流域住民の生命を預かっていると認識すべきである。将来の日本国民が安心して暮らせる安全な国土の実現を図る未来志向の検討が必要である。この点を評価軸の重要な要素として検証すべきである。
61	24	『手順や手法から乖離した検討が行われたと判断される場合』とあるが、どのような状況なら乖離と見なすのか、恣意的にならぬよう事前に基準を設定する必要がある。「大臣がダムに頼らない」とはっきり意思表示しているのであれば、国の機関は大臣の意向に沿った検討結果に偏る可能性があり、結論ありきの検討になってしまう恐れがある。 どのような治水対策を採用するかは大臣の判断であるが、そもそも治水の検討は、科学的・技術的に成されるべきである。科学的・技術的な結論は真理であり、財政上や政治的判断で曲げられてはならない。治水安全度が低くてもコストが低いために採用するという場合は、リスクとコストを国民に明らかにしたうえで、最終判断を国土交通大臣が成したことを公表しなければならない。 科学や技術的論理性と国家運営のための財政的・政治的論理性は、混同すべきでない。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員	⑤年齢	48才	⑥性別 男
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
4～ 5	22～ 1	【要旨】 「また、地球温暖化により大雨の頻度や干ばつの影響地域が増加する・・・」とありますが、気象現象が先鋭化したり、局所的なゲリラ豪雨等が発生するなど従来の治水対策では許容できない困難な状況も見受けられます。治水・利水対策は、これらの状況の変化も考慮した上で上流域、中流域、下流域それぞれの地形や社会環境を考慮して策定されるべきと考えます。 【意見】 少子高齢化、財政事情の変化による事業の見直し等は、当然視野に入れて検討しなければならない事項ですが、気象現象の変化による治水計画の見直しについては今回の治水のあり方では議論が十分なされていないようです。この点も含めて治水対策を進めていかなければならないと思います。			
38	1～ 6	【要旨】 「低い堤防、霞堤の存置等については、浸水のおそれのある場所の土地所有者等の方々の理解が得られるかについての見通しをできるだけ明らかにする・・・」とありますが、浸水のおそれのある土地所有者にどのような情報を提供するのか。被害の程度やその補償について説明し、住民の了解を得るには関係する住民が多いほど意見を集約するには困難で相当の時間を要すると考えられます。 【意見】 従来の治水行政は、洪水を防止し国民の生命・財産を守るために洪水を堤防から越流させないように対策を講じてきたと思いますが、今回の治水のあり方では、「流域と一体となった治水対策」として河川の氾濫を容認する方向へ転換を図っています。まずはこうした治水政策の方針の転換について広く国民の意見を聴取するべきではないでしょうか。			
		以下余白			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所		(都道府県名) : (市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
14	9	検証ダム周辺やその流域河川沿いに居住する住民等の不安を考えれば、現状のような不安定な状態が長く続くことは許されないことである。 『2.2 検証に当たっての基本的な考え方』において、個別ダムの検証に当たっては、検討スケジュールを明確にした上で、検証を進めるべきである旨、追記すべきと考える。	
17	25	導水路については、治水・利水以外の事業目的もある事業があるので、水質浄化対策などの導水路の事業目的に応じた代替案の検討を行う旨、追記すべきと考える。	
18	6 ～ 14	関係地方公共団体は、ダム建設に当たって、国とともに応分の費用負担をしていることから、単なる意見聴取ではなく、関係地方公共団体の合意を得る手続きとし、また、地方公共団体の数が多い場合も、代表を選定するのではなく、全ての地方公共団体を対象とする旨に修正記載すべきと考える。	
20	8	河川整備計画が策定されていない水系において、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する場合は、過去の洪水被害や流域の人口規模など流域の特性を考慮し、河川整備方針と整合がとれた治水安全度を設定し、安易な治水安全度の引き下げをしない旨、追記すべきと考える。	
37	21	ダム中止に伴って発生する費用については、『できる限り明らかにする』と記載されていることから、ダム中止後の生活再建・地域振興に要する費用や、直轄ダム及び水機構ダムにおける直轄事業負担金の返還額など、具体的な事例を追記すべきと考える。	
59～ 60		ダムの多くは、治水、利水両面の目的を有していることから、総合的な評価は、治水の観点だけではなく、利水の観点も含めて総合的に評価すべきである。したがって、『総合的な評価の考え方』は、その記載内容を利水の観点も含めたものに修正すべきと考える。	
61～ 62		検討内容に特段の瑕疵がない限り、国土交通大臣は、検討主体が報告した対応方針（案）を尊重した判断を行うべきであるから、その旨に修正すべきと考える。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
※意見：ゴシック					
18	6	検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めるとあるが、 検討の場の開催時期が明確でないため、検証プロセスのどの段階で開催し、どのように反映させるのかを明確にすべきである。 また、関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者等を選定するなどの工夫をするとあるが、代表の選定は行わず、関係地方公共団体全てを対象とすべきである。			
18	13	学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利害者の意見を聴くとされているが、 検証プロセスのどの段階で意見を聴き、どのように意見を反映させるのかを明確にするべきである。 そもそも、関係地方公共団体は、事業主体である国と共に応分の費用負担をする立場であることから、単なる意見聴取ではなく、関係地方公共団体の同意を得るべきであり、同意を得ることを前提とした手続きとするべきである。			
20	6	治水対策案は、河川整備計画上の目標と同等の安全度を確保することを基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定するとあるが、 河川整備計画または河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する場合の目標安全度（流量）については、次の事項を考慮すべきである。 ①ダム中止を前提とした安易な治水安全度（流量）の引き下げを行わないこと ②重要性、緊急性を考慮し、再検証が長期化しないよう短期間に示すこと ③関係地方公共団体の同意を得ること			
20	18	河川を中心とした対策に加えて、流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を組み合わせ検討するとあるが、 流域と一体となった対策は、氾濫を許容するなど流域住民の合意形成が必要かつ困難であることが多いため、補償制度や土地利用規制など具体的な法的規制の方策などを示すべきである。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		※意見：ゴシック			
37	10	代替案の比較において、コスト評価内容は、現時点から完成までに要する費用、維持管理に要する費用、ダム中止に伴って発生する費用等を評価内容とするところがあるが、治水効果の早期発現により軽減することのできる氾濫被害額を便益としてコスト評価に反映させるなど、コスト評価に時間軸を反映させるべきである。			
37	19	ダム中止に伴い発生する費用については、関係自治体、利水者等への全支出額の返還（直轄事業負担金、利水者負担金、水特事業、基金事業など）や中止後も必要となる生活再建事業、地域振興事業等に係る費用などであることを明記すること。 なお、水特事業・基金事業も含めて国が返還すべきものである。			
45	8	利水参画者に対し、ダム事業参画意思と開発水量の確認を要請するとあるが、利水参画者が個々の必要性において開発水量を算定し、地域特性に応じてダムに水源を求めており、関係官庁の承認も得ていることから、改めて確認する必要はない。ただし、開発水量について、事業者間で協議中のダムについては除く。			
45	12	検討主体は、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請するとあるが、 利水参画者は、将来の地域社会の発展のために安定して水供給を行うのに必要な水量を政策判断した上でダム事業に参画しており、自治の理念から、国は利水参画者の政策判断を尊重すべきである。			
45	21	検討主体は、概略検討により利水対策案を抽出し、その案を利水参画者等に提示して意見聴取を行う。その後、利水対策案を評価軸毎に検討し、利水対策案について総合的に検討するとあるが、 検討主体は利水参画者の同意を得ることが必要である。			
45	24	利根川・荒川水系の計画利水安全度は1/5であり、他の主要水系より低い。利水の観点からの検討にあたっては、このような計画利水安全度に地域差があることについても考慮して検討を行うこと。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
※意見：ゴシック					
61	18	個別ダムの検証結果について国土交通大臣が対応方針を決定するとあるが、 利水参画者は、事業主体である国と共に応分の費用負担をする立場であるから、国土交通大臣の判断のみで対応方針を決めることなどできず、自治の理念から、国は利水参画者の政策判断を尊重すべきである。 また、補助ダムのうち、公共事業再評価委員会での答申を踏まえ、すでに事業主体である県が事業中止の方針を決定し、中止の方向で法定手続きを進めているダムについては、再検証対象ダムから除外するべきである。			
61	21	国土交通大臣は、当該ダムの対応方針を概算要求等の時期までに判断するとあるが、 地域の治水・利水対策は緊急性が高く、事業執行の停滞を最小限としなければならない。 このため、「個別ダムの検証にあたっては、あらかじめ検討着手時期、対応方針決定期限などの検討スケジュールを明確にしたうえで検証を進める」と記載すべきである。 なお、ハッ場ダムについては、平成27年度末の完成に向けて必要な期間を考慮したうえで、早急に判断を下すこと。			
61	26	本とりまとめに示す手順や手法から乖離した検討が行われたと判断される場合、国土交通大臣は、地方整備局に対して再検討を行うことを指示するとあるが、 検討主体は、関係地方公共団体の同意を前提とした手続きをとるべきことから、検討内容に特段の瑕疵がない限り、国土交通大臣は、検討結果に即した判断を行うこと。 なお、検討結果と異なる判断を行う場合は、関係地方公共団体の同意を得ること。			
特記事項		ハッ場ダムについては、これまでに地元住民も町も群馬県も、そして関係都県も、国からハッ場ダムが治水・利水の両面で必要不可欠なダムであると長年にわたって説明を受けている。 このため、個別ダムの検証では、治水・利水・費用対効果の全ての面で、現在のダム計画案の基となっているデータを明らかにするなど情報公開を徹底的に行い、早急に検証を行うべきである。			
特記事項		今回提出した意見については、有識者会議からの回答を求める。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		電源開発株式会社 取締役		⑤年齢	55
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
5	1	・「社会情勢の変化が利水政策に及ぼす影響」として、「地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの導入拡大」が重要な施策となっていることから、「安全度を低下させると考えられる。」に続けて、 『一方、地球温暖化への対応として再生可能エネルギーの導入拡大が進められており、純国産、CO2 フリーの再生可能エネルギーである水力発電を維持・拡大していくことが地球温暖化対策として益々重要となってきたと考えられる。』と追記すべきと考える。			
10	19	・「既設ダムの容量再編」においては、容量変更の結果として既設水力発電所の発電能力を減ずる可能性があることから、「期待できる場合がある。」に続けて、 『なお、既設ダムの容量再編にあたっては、地球温暖化への対応の観点から純国産、CO2 フリーの再生可能エネルギーである水力発電に対する影響に留意すべき。』と追記すべきと考える。			
13	6	・既設ダムの有効活用は、既設水力発電所の価値を毀損する可能性があり、治水対策案の評価にあたっては利水や発電への影響を適正に評価することが必要である。 ・農業政策・産業政策・エネルギー政策などの国の政策を実現することを目的に、公益事業である利水事業は行われており、その評価にあたっては、これら国策の観点から総合的な政策的判断として治水・利水のそれぞれの便益を比較のうえ、判断がなされるべきものであり、各事業間で十分な調整がなされることが必要である。 ・農業政策・産業政策・エネルギー政策などを主管する政策官庁において十分に協議・調整のうえ、評価の策定がなされるべきである。 ・純国産、CO2 フリーの再生可能エネルギーである水力発電の現在価値・将来価値を適正に評価するとともに、法定耐用年数を遥かに超えて100年以上事業を継続している水力発電実績から、その将来価値を正當に評価し、この評価に基づいた検討がなされるべきである。			
14	8	・検証に係る検討に当たっては、各々の利水事業は農業政策・産業政策・エネルギー政策などの国の政策に基づき実施されており、その評価にあたっては、これら政策の観点から総合的な政策的判断がなされるものであり、関係利水者の意見聴取のみではなく、関係利水者を主管する関係省庁と十分に調整がなされるべきと考えられることから、 「……、関係地方公共団体の長、関係利水者『及び各利水を主管する関係省庁』の意見を聴く。」と追記すべきと考える。			

16	4	個別ダムの検証結果は各利水者の事業に大きな影響を与えるものであることから、「再評価実施要領」ならびに「同細目」は各利水者を監督する各官庁と十分に調整がなされるべきと考える。また、「再評価実施要領」ならびに「同細目」では実際の事案に則した定量的な評価手法の定義がなされることが必要であると考ええる。
16	11	検証の結果、河川整備計画の変更や基本計画廃止によりダム事業が中止される場合には、利水者が負担したダム分担金の還付は勿論のこと、ダムに参加する事業者がダム事業を前提に投資を行った専用設備に係る既支出額について補償を行う手続きを制定すべきと考える。従って、 「関係者の意見聴取等の手続きを組み込『むとともに、事業変更に伴う手続き等の諸制度の整備を』進めるものとする。」 と追記すべきと考える。
18	13	検証に係る検討に当たっては、各々の利水事業は農業政策・産業政策・エネルギー政策などの国の政策に基づき実施されており、その評価にあたっては、これら国策の観点から総合的な政策判断がなされるものであり、関係利水者の意見聴取のみではなく、関係利水者を主管する関係省庁と十分に調整がなされるべきと考えられることから、 「……、関係地方公共団体の長、関係利水者『及び各利水を主管する関係省庁』の意見を聴く。」 と追記すべきと考える。
21	9	【要旨】 - 水力発電のエネルギー政策上の重要性を適正に評価することなく、単純なコスト評価から治水対策として既存ダムの発電容量を治水に振替える方法の評価がなされるようであれば、発電事業の毀損を伴うことからダムの有効活用による代替案は受け入れることはできない。 【意見】 - 水力発電は純国産、CO₂フリーの再生可能エネルギーとして国のエネルギー政策で重要な位置づけがなされ、更に近年の地球温暖化への対応としてその重要性は増している。地球温暖化対策基本法案(3/12閣議決定)の「温暖化ガス排出量を2020年までに25%削減」やエネルギー基本計画の「2030年目標までに自主エネルギー比率を70%、ゼロ・エミッション電源比率を70%」を達成するため水力発電の役割は非常に重要である。 - さらに、貯水池、調整池式の水力発電は、電力系統の負荷変動に対応した運転特性を有することで、周波数や電圧を一定に保つ役割を担っている。この機能(蓄電池のような機能)は、電力調整範囲に応じた貯水容量を確保し、電力使用状況に合わせて発電に使用できるということであり、国が進める再生可能エネルギーの大量導入政策において既設水力発電所が電力・エネルギー供給に果たす役割は益々重要となっている。 - 水力発電所の事業価値を適正に評価する方法を明確にしたうえで、国の政策として十分な調整がなされ、かつ事業者間での十分な協議がなされたうえで、既設ダムの有効活用が治水対策案の一つとして検討されるべきである。

21	9	・発電事業は公益事業であることから、発電容量の買い上げ等により公益事業の権益を取得する場合には、夫々の事業の必要性を比較衡量する手続きが必要である。 ・また、発電事業は公益事業であるとともに、企業がリスクを負担し投資を行う事業でもある。国の政策として事業の権益を取得する場合には、単にコストの観点だけでなく、その取得が適正かつ合理的であるという判断が厳正かつ慎重に検討されるべきもの。その検討を踏まえて事業者にとって適切な時期に説明し、透明性をもって判断材料を開示し、事業者の同意を得ることが必要である。
37	21	・実現性の項目に「他の政策への影響」という評価軸を設け、関係する利害者への影響を評価すべきである。水力発電の場合は、エネルギー政策への影響という評価軸を追加する必要がある。
39	10	【要旨】 ・地球温暖化に対する柔軟性の確保として、純国産、CO2フリーの再生可能エネルギーとしての水力発電の重要性を記載すべき。 「ダムは、操作規則の変更やかさ上げ等を行うことが考えられる。『ダムの有効活用』の検討においては、既設水力発電所の純国産、CO2フリーの再生可能エネルギーとしての環境価値に留意する必要がある。』と追記すべきと考える。 【意見】 ・水力発電は純国産、CO2フリーの再生可能エネルギーとして国のエネルギー政策で重要な位置づけがなされ、更に近年の地球温暖化への対応としてその重要性は増している。地球温暖化対策基本法案（3/12 閣議決定）の「温暖化ガス排出量を2020年までに25%削減」やエネルギー基本計画の「2030年目標までに自主エネルギー比率を70%、ゼロ・エミッション電源比率を70%」を達成するため水力発電の役割は非常に重要である。 ・さらに、貯水池、調整池式の水力発電は、電力系統の負荷変動に対応した運転特性を有することで、周波数や電圧を一定に保つ役割を担っている。この機能（蓄電池のような使用）は、電力調整範囲に応じた貯水容量を電力使用状況に合わせて、発電に使用できるということであり、国が進める再生可能エネルギーの大量導入政策において既設水力発電所が電力・エネルギー供給に果たす役割は益々重要となっている。
47	18	・発電容量は他利水と同様に利水容量のひとつであり、「・・・既存のダムの発電容量や治水容量を買い上げて利水容量とする・・・」と記載しているが、本内容は、利水容量へ振替える記載であるため、「・・・既存のダムの治水容量を買い上げて利水容量とする・・・」と修正すべきと考える。
47	18	【要旨】 ・水力発電のエネルギー政策上の重要性を適正に評価することなく、単純なコスト評価から利水対策として既存ダムの発電容量を買い上げる方法の評価がなされるようであれば、発電事業の毀損を伴うことからダムの有効活用による代替案は受け入れることはできない。 【意見】

		・水力発電は純国産、CO2 フリーの再生可能エネルギーとして国のエネルギー政策で重要な位置づけがなされ、更に近年の地球温暖化への対応としてその重要性は増している。地球温暖化対策基本法案（3/12 閣議決定：廃案）の「温暖化ガス排出量を 2020 年までに 25%削減」やエネルギー基本計画の「2030 年目標までに自主エネルギー比率を 70%、ゼロ・エミッション電源比率を 70%」を達成するため水力発電の役割は非常に重要である。 ・さらに、貯水池、調整池式の水力発電は、電力系統の負荷変動に対応した運転特性を有することで、周波数や電圧を一定に保つ役割を担っている。この機能（蓄電池のような使用）は、電力調整範囲に応じた貯水容量を電力使用状況に合わせて、発電に使用できるということであり、国が進める再生可能エネルギーの大量導入政策において既設水力発電所が電力・エネルギー供給に果たす役割は益々重要となっている。 ・水力発電所の事業価値を適正に評価する方法を明確にしたうえで、国の政策として十分な調整がなされ、かつ事業者間での十分な協議がなされたうえで、他用途ダム容量の買い上げが利水対策案の一つとして検討されるべきである。
5 2	1 9	・実現性の項目に「他の政策への影響」という評価軸を設け、関係する利水者への影響を評価すべきである。水力発電の場合は、エネルギー政策への影響という評価軸を追加する必要がある。
5 6	2 0	・「水力発電用ダム容量の買い上げは火力発電の増強を要することに留意する」と記載されている利水代替案の検討において、その具体的な評価手法が定義されていないため、その評価手法を提示していただきたい。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		公務員		⑤年齢	33
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
全般		地域主権改革が進められる中で、これまで国が直営や補助金で行ってきた治水対策についても予算や権限が地方へ移ることとなると、国が自らの手でなしうることは限られてくる。特にダムに頼らない治水となると、その多くは地方が担うこととなる。 治水対策のうち具体策を実行するのは地方自治体となる部分については、国としてどうやってその実行を担保するのか、あるいは完全に地方の責任にして国は責任放棄するのかといった点についても真剣な議論を望む。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		大学教官	⑤年齢	68	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
8, 22	17 9	[要旨] 「中間とりまとめ」に従えば、「ダム」を取りやめた場合、河道には、掘削などにより大きな負荷がかかることが予想され、治水上の安全性、環境上の健全性の面から河道断面の作り方、あり方について記述を加える必要があります。河道掘削の方法によっては、流下能力の増大、土砂輸送の健全化、樹木管理のしやすさ、生物のすみかの保全につながる断面づくりが可能です。最終取りまとめでは、今後の治水計画に洪水流の特性である河道貯留の考え方を取り込むことが必要です。 [意見] 「中間とりまとめ」では、流域と一体となった治水対策が注目され、今後の治水対策のありかたに重要な方向付けを与えています。「ダム」とともに重要な「河道」の治水対策については、河道掘削が述べられています。治水上、環境上影響の大きい河道掘削をどのように行い、どのような河道を作るべきなのかについては記述がありません。ダムに頼っていた流量分は河道に出てきます。受け皿としての河道における掘削は流下能力を上げる有力な方法ですが、河川整備計画において、掘削が与える影響を小さくする河道掘削方法はどのようなものであるか、河道はどう在るべきかについての展望、方向性を示す必要があります。「中間とりまとめ」の中に、今後の、河道の在るべき姿、河道掘削の在り方についての記述を加えることが必要です。 河道づくりには、洪水流に対する安全性と豊かな自然性の確保という治水と環境の調和した視点が重要になります。それは、山地河道から河口まで、それぞれの河道区間の特性を生かした川づくりです。わが国では、中・下流部の河道は複断面形の河道が一般的です。流下能力の十分でない多くの複断面河道については、治水と環境の両面を満たすような河道断面形に段階的に改修することを考えるべきでしょう。 自然河川では、洪水流によって土砂の健全な移動が生じ、治水と環境の調和した河道を形成しています。その断面形は、船の底面形状に似た形を持っています。治水上問題のある河道は、自然河川の断面形を見本に、船底形の河道断面形に改修することが考えられます。船底形断面形にあつては、河床の土砂移動が健全化し、その結果水生生物の生息空間も健全化する等が考えられ、また、河道内樹木の維持管理や安全度の高い河川構造物				

管理にもつながると考えられます。もちろん、「中間とりまとめ」にあるように、洪水流量を河道だけに持たすのではなく、流域と一体となった治水対策を考える中での河道づくりであることは当然です。

上述のように自然河道に近い河道横断面形に改修し、対応する以外にも、河道で起こる洪水流の貯留現象を治水と河川環境に活かすことも考えるべきでしょう。「ダム」は洪水流量を「人為的」に貯留する機能を持った施設ですが、「河道」も「自然」の作用で洪水流量を河道内にため込む機能を持っており、河川に固有の水理現象です。河道貯留現象は、河道の不規則な平面形、縦・横断面形と洪水流量の時間的な変化が一体となって生ずる現象です。しかし、現在の治水計画では、洪水流を準定常な不等流として近似して考えているため河道貯留を直接的には考慮していません。河道貯留は、洪水流量を河道形状との関係で、河道にそって貯め込んだり吐き出したりする現象で、洪水流量や水位の伝わり方を遅らせる作用があります。このため、洪水中の水面の広がり、土砂の挙動、河道の微地形の形成や樹木群・草本群の生え方、ワンドの形成等に関係し、治水、利水、河川環境といった河川の3つの機能に大きくかかわります。安全性、健全な水環境や水生生物の生活史等にも密接に関係する河道貯留の役割と効果をとり入れるには、河道の平面形、縦・横断面形の在り方を考える必要があります。治水と環境の調和した横断面形に加えて、自然性の豊かな縦断面形、平面形を取り込むよう河道形状が考慮されなければなりません。

「中間とりまとめ」に書かれている河道改修の有力な手段である河道掘削については、これまで行われてきた流下能力を確保することのみを考えた河道掘削法を再考し、治水と河川環境の改善につながる断面形を検討し、掘削を進めなければなりません。ダムに頼らない治水の在り方が検討されている今こそ、治水計画を見直す良い機会とすべきでしょう。すなわち、河道貯留など洪水流の実現象を考慮できる治水計画、具体的には、現在の準二次元不等流解析法から非定常準二次元解析法、または、非定常平面二次元解析法に基づく治水計画へ移行することが望まれます。

しかし、今回の検討の中で新しい治水計画について議論することは、時間的に無理があります。治水計画については、今後の治水対策の在り方の最終とりまとめ中で議論していただくことを希望します。中間とりまとめ(案)に対しては、河道の機能と役割を十分意識し、治水上の安全性、環境上の健全性を確保できるような河道の掘削、河道断面形の検討も含めていただくことを強く希望します。

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		[REDACTED]				
③電話番号		[REDACTED]				
④職業		自営業	⑤年齢	65	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	要旨 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
16 17	24 8	ダム建設の可否につき、これまで建設を推進してきた者が検討主体になるのでは、事態に変化は起きない。これまでダム建設の問題点を指摘し続けてきた住民運動団体を本所有者機関に判断を任せねばならない。 そもそもこの問題に肉する民主党政権誕生直後の前原大臣の発言は何であったのか。自民党政権の悪弊からの離脱を求めて民主党政権の誕生を求めた多くの国民は、前原発言を一種の「政変」として感謝したのである。しかし、その後の体たらくは何ということか。期待を持たせただけに、その罪は倍増する。民主党政権に絶望し切ったならば、こんな面倒臭い責めは押ししないが、まだ「もしかあらず」という一抹の期待を抱いて提出する。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		自営業		⑤年齢	65
				⑥性別	男
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45	6 5 11	治水参画者は、自己の行政的責任をとり続けるために、常に必要な治水量を大きく見積るものである。ここでも、適正な治水量を判断するためには、治水反対運動の市民団体の参画が必要である。 「水利権は、万一水が不足した時に、後代の人々から批判されないためにも、限りなく大きく確保するのが、水利団体の責任者の役割である」というのが、高度経済成長期の水道・治水関係者の政策決定基準であった。しかし、今や水利権の確保よりも、限られた水源を大切に、節水を呼びかけるのが、水利団体のリーダーの使命の要諦である。しかし、このような動きは、これまで水利団体を批判し続けてきた市民・市民運動団体の参画なくしては、不可能である。			

差出人:

送信日時:

2010年8月13日金曜日 14:30

宛先:

chisuincaiketa@mlit.go.jp

件名:

今後の治水対策のあり方について・中間とりまとめ(案)に関する意見

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
				レス	
④職業		⑤年齢		69歳	⑥性別
					男
意見該当箇所		⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
頁	行				

総論的要旨

- (1) 縦割り水行政制度の抜本的改革が必要。
- (2) 既往のデータは徹底的に再検証し、河川整備基本方針および計画の全面的な見直しが必要。
- (3) ダムを含め河道内施設のあり方を徹底的に見直すことが必要。
- (4) コストの基本認識を根本から改めることが必要。
- (5) 検討・検証制度は、その主体資格と民主主義的方法を問うことが必要。
- (6) わが国の不安要因は五つある。

各要旨の説明

- (1) 縦割り水行政制度の抜本的改革が必要。

現在の「水に関連する行政制度」は、明治から100年以上に渡る縦割りの亀裂が増大・深化し、多くの弊害を垂れ流して来た。治水対策を「河川法」「多目的ダム法」に限り検討してみても始まらない。他の省庁、他の法律の壁に突き当たるだけである。この現状を抜本的に改善するには、「水循環基本法」*1のような「水に関連する行政制度」の一元化を進めなければならない。[*1:「水制度改革国民会議」ホームページにおいて「水循環基本法要綱案」参照]

- (2) 既往のデータは徹底的に再検証し、河川整備基本方針および計画の全面的な見直しが必要。

「基本高水」の決定手法に大きな疑義がある。雨量確率選定や洪水流出計算には誤差以外にも、「確率論」不認識や「定数」（一次流出率や飽和雨量など）の恣意的偽装が疑われるような間違いが横行し、過大な数値を生み出している。これを元にした「計画高水」はもともと過大な流量であるところへ、河道の「疎通量（流下能力）」算定は低く抑える事に努め、恣意的に「ダムありき」の計画規模を拡大して来たのである。これ等を再検証せずして、「計画目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案する」ことは、とりもなおさず「過大なコストをかけてもよろしい」と同義語となっている。当「中間とりまとめ（案）」の基本趣意に真っ向から反するものであろう。

- (3) ダムを含め河道内施設のあり方を徹底的に見直すことが必要。

これまで、ダム等は洪水を防ぎ、渇水の場合に備え、治水・利水面で国民の安全に寄与するばかりのように宣伝されて来た。しかし、全国で3,000以上のダムが建設され、その何割かは凡そ50年を越えて運用されて来たことによって、今では宣伝とは違う「まぎれもない」本当の姿が見えて来たのである。

ここでは全てを述べる必要はあるまい。治水上は「超過洪水時に異常放流を遣らざるを得ず」下流の水害を増大してしまう事、利水上は「本格的な渇水時はダム集水域も干しあがり」実際に貯水が無くなる事。以上の事等は、今後「地球温暖化進行の影響が顕著になる」ことが確実であり、気象を考えるだけでも深刻な事態を迎えることは間違いないであろう。

環境への負荷は海や空にも影響を与えるのである。ダムは広域の森林を無くし、貯水池周辺の環境を改変し、膨大な量の生態系を絶滅させ、上下流を断絶することによって天然魚類の遡上を阻んで来たのである。同時に土砂の流出を止め、水質の悪化を招き、海に至る下流の生態系にも大きな害を及ぼし、海岸の砂浜を流亡させてしまいつつある。これらと密接な関係があった住民たちは生業が立たなくなり、一時的な補償金で追い立てられて来たのであった。

以上を考えるだけでも、既にダム等の河道施設の功罪において、「罪の深さ」の方が膨大であることは明白である。それらは何百兆円もの税金を使って建設され、毎年何百億円もの維持管理費を喰って存在している。

根本的にそれらは「真に有益ではない」のであり、全ての新規ダム計画は廃止、既存ダム等は撤去し、失われた自然環境の再生を図るべきである。

(4) コストの基本認識を根本から改めることが必要。

ダム等河道内施設のコストをそれらの単体的建設費のみで計上することは不当である。それらを地元で「呑んでもらう」為に必要な「餌」に当る「地域振興策」の種々なる事業費及び補償費・用地賠償費など、関連費用も加算しなければならない。更に「堆砂除去処分」、「水質悪化防止曝気装置」を含む維持管理費用を算入しなければならない。

尚、計画進行中のダム等についても、現在時点からの「残事業費をもって他の治水対策案と比較する」とするのは、「ダムありきの為にする」詭弁である。計画時からの総事業費があくまでもその「治水対策」の真のコストであり、また、最近のダム事業は殆んどが「地質問題で転んでおり」湛水後に事業費は何倍にも跳ね上がるのである。

ダム等には「寿命」があり、原因として単体の物理的寿命、堆砂などによる機能不全的寿命、自然環境再生要求や財政再建要求などの「社会的要請」が下ることで「撤去」しなければならないこともある。今後の時代を考える時、「少子高齢化—人口減少—財政悪化」が進行していく中で、現在のインフラを維持出来得るのは凡そ2030年位迄であろうと思われる。「巨大地震」、「温暖化の顕著な影響」による「連続性豪雨」（数値表現で150mm/h・500mm/6h以上）などで大被害を出すダムが出て来る可能性を考えると、既存ダム等の寿命は更に短いと言わねばならない。ダム等のコストは「撤去に関わる全費用」を算入しなければならない。

更に、ダム等によって起る「自然環境の破壊中」に失う「自然からの恩恵」を出来るかぎり明らかにし、将来の「自然環境の全面的再生」までの間の損失について「価格評価」を行い、これをもコストに計上しなければならない。その具体的な例は以下のような事が考えられる。

1. ダム等の上下流および河口と近海の漁業収入損失（従来の漁業組合への補償は、その一部に過ぎない）
2. 観光関連収入
3. 「水」産業収入
4. CO2温暖化防止費用
5. 水没住民および地域住民への精神的慰謝料（これらは普通ならその自

然環境を将来にわたって色々な面で利用出来たり、その美観を楽しむことが出来た筈なのが絶たれた事に対するものであり、従来の補償費や地域対策費には計上されていない)

- (5) 検討・検証制度は、その主体資格と民主主義的方法を問うことが必要。

「事業主体＝検討主体」というのは、判り易く例えれば「詐欺犯が法廷や準備書面を自ら用意し、自ら裁判長となって我が罪を裁く」ようなものである。この「中間とりまとめ(案)」において、それぞれ各地方整備局、水資源機構、都道府県などの事業主体自身が検討主体になるとしている。とんでもない話である。そのような事で「公平に、客観的に検討がされる筈がない」と思われなかったのか? 「有識者会議」とは名ばかりの「無識者会議」なのか? 本当に国民を馬鹿にしているとしか思えないのである。

「できるだけダムに頼らない」を趣旨として始まった「今後の治水対策のあり方の検討」は国民的課題なのである。国民自らが検討主体に参画し、学識経験者達の支援を受け、主体的に検討を行ない、主体的に判断する事が出来る「第三者委員会」を設けなくてはならない。事業者側はあくまで「第三者委員会」の求めに従い、審議に必要なデータ・情報に関わる「図画・書類」の提出および「質問への回答や説明」に留まるべきである。

以下に具体的な「検討主体」のあり方を述べる。

1. 国土交通大臣は、「今後の治水対策」流域検討委員会(仮称)を準備・運営する事務事業を内閣府行政刷新会議に委嘱し、事務事業に係る予算要求権を行政刷新会議に譲渡する。
2. 流域検討委員会(仮称)は全国の該当ダム流域が含まれる水系毎に設置することを基本とする。流域住民委員枠の適格者は該当水系流域内に居住する成人であって、「今後の治水対策」に関心の有る者とする。学識経験者委員枠の適格者は「環境、治水、利水、地質、法律、建築・土木、都市計画、美術、経済、気象などに関連する」一つの専門分野で10年以上の研究経験を持ち、「今後の治水対策」に関心がある全国の35歳以上の日本人(日本語が堪能であることが望ましい)とする。また、国および関連特殊法人、都道府県および関連外郭団体の職員並びに経験者は排除するものとする。
3. 設置に先立ち、行政刷新会議は各流域検討委員の公募を行い、ホール集合型簡易公開選挙を行なう。流域住民枠は13名、学識経験者枠は12名を基本とし、該当ダム数の多少によって加減するものとするが、必ず住民枠委員が多数になるよう配分し、委員長及び副委員長2名は当初の委員会において住民委員の互選により選任するものとする。流域住民委員は主体的自主的に「今後の治水対策」に関わる調査・検討・判断を行ない、最終的な決定を委員会本会議で行う。学識経験者委員の役割は流域住民委員の求めに応じ、専門分野を中心として分かりやすく助言・証言を行なうことである。但し、最終的決定案に対する「意見書」を各自提出しなければならない。
4. 各流域検討委員会の事務局は、民間のシンクタンク・コンサルタント

やメディアなどより「公募型競争入札」によって決定する。入札に先立ち、行政刷新会議は「事務局中立誓約」の条件付きである事を通告して置かなくてはならない。

5. 各流域検討委員会の運営費用については、広報・事務局経費は別途にし、総額1億円を基準に委員会が予算書を作成の上、行政刷新会議に要求するものとする。報酬については、住民委員は日当1万円、学識委員は日当2万円を基準とする。尚、宿泊・旅費は委員会において各委員からの事情聴取と検討を行ない、実費的支払いとする。
6. 委員会の運営・会議全てにおいて民主主義を基本にしなければならない。委員会の行動は全て自主的に行われなければならない。

(6) わが国の不安要因は五つある。

1. 地球温暖化進行による顕著な影響。(治水関連の例としては、時間当たり120mmを超える豪雨の頻発)
2. 自然環境資源の大減少。
3. 人口減少。
4. 少子高齢化。
5. 危機的な赤字財政。

以上、個々の頁、行を辿っての記述は膨大なものとなるので、お仕着せを返上し、全体に対する主要論とした。これにより、細部までお察しあれ。

【記入例】今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED] メールアドレス [REDACTED]			
④職業		会社員	⑤年齢	59	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
12	25	とのわけ、これまで完成を目指してきたダムが本当に必用なものかどうかをもう一度見極め、..... (意見) 削除すべき 既に中止に至った複数のダムに関わっていましたが「できるだけダムにたよらない治水」を議論するのに、ここまで卑屈な表現が必用ですか。 比較検討して結果「中止」はあり得るのでしょうか、「本当は必用が無かった等」というようなダムをやっていたとは思っていません(元公務員)。			
13	15	(3) 治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。 (意見) ダムは河川整備基本方針レベルのものを恐らく造ることになるので、同程度のコスト比較は単純に出来ない。			
23	5	水防活動によって堤防上に板等..... (意見) 水防活動を治水対策に含めるのは疑問。			
	9	なお、地形条件(例えば、中小河川の掘り込み河道で計画高水位が周辺の地盤高よりかなり低い場合)によっては、計画高水位を高くしても堤防を設ける必用がない場合がある。 (意見) 例示としての意味が不明、堤防は必要なくても橋梁の桁下が支障になる場合もある。			
24		決壊しない堤防・決壊しづらい堤防として 避難することが可能、避難するための時間を増加させる効果がある。 (意見) 本当に言い切れるのか疑問。			
37	17	ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする。 (意見) 水没予定者に対する精神的な慰謝料も加味できるような例示も必用では。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	
④職業		地方会社員		⑤年齢	41
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1	17	(要旨) 個別ダムの検証を行う際の基準は、法に基づき設置された社会資本整備審議会で決定すべき。 (意見) 本中間とりまとめを作成することとなった理由等が記載されているが、有識者会議で議論することとなった理由は述べられていない。これまで重要な政策内容は、法に基づき設置された社会資本整備審議会等で議論を行い決定されていた。今回は審議会で議論することなく、法に位置付けのない有識者会議でなぜ議論するのか。また、有識者会議の議論そのものが非公開で国民各層から批判を受けている。国民から信頼を得て検証を行うには、オープンな場で議論する社会資本整備審議会で決定すべき。そうしないと検証そのものの信頼が得られない。			
8	6	(要旨) ダムに替わる代替案を検討する場合は、将来にわたってその効果が担保され、管理者自らが管理できる施設に限定すべき。 (意見) 自己完結的に河川への流出を抑制する方法として各戸貯留や新党施設の整備などが例示されているが、河川の外側での対策は行政（河川管理者）には管理権限のないものであり、計画上効果を見込んでも、将来にわたり機能を発揮する補償はない。このような手法と確実に効果を発揮するダムを同列で扱うのは問題。できるだけダムに頼らないとの思想は単に費用が安ければ何でもよいということに受け取れる。			
14	10	個別ダムの検証は、事業の継続又は中止の方針を決定するとされているが、今回の検証によりダムを中止してしまうと地元の協力が二度と得られなくなり、基本方針の目標を達成する最も有効な手段を失ってしまう。このため、仮に河川整備計画の目標に対してダム以外の手法になった場合も中止ではなく事業凍結或いは事業延期とし、将来に可能性を残すべき。			

20	1	複数の治水対策を立案する手法として、26の方法を明示されているが、この中には定量的に効果を見込めない対策や今後の技術開発を待たなければならない対策が多数含まれている。また氾濫被害を許容する手法なども示され、ダムの効果を代替できないものが含まれる。このような対策は削除するか、治水対策案に含む必要がないことを明記すべき。
59	1	(要旨) 多目的ダムの検証を行う場合は、共同で事業を進めている関係省庁や関係機関に検証を行うこと及び総合的な評価の基準等について事前に同意を得ておく必要があるのではないか。 (意見) 多目的ダムは治水、利水の目的を達成するための最も効率的な手段として関係省庁や関係機関と協議を行い計画が立案され事業が進められている。今回の検証は国土交通省のみで実施しているが、関係省庁や関係機関の合意は得られるのか。大臣が検証を指示する前に関係省庁や関係機関の同意の見通しを明らかにし、公表すべきではないか。

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所					
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
		【要旨】 不特定用水（流水の正常な機能の維持）と渇水対策用水については、治水や利水から独立した具体的な評価軸を定めておく必要があるのではないのでしょうか。検証対象は治水を主目的とするダムばかりではありません。ダムの有する機能ごとに評価軸を定め、さらにその容量配分に応じた重み付けをしなければ、総合的な判断はできないと思います。 【意見】 筑後川水系の検証対象ダム、小石原川ダムの容量配分は、治水が 10%、利水が 12%、不特定が 30%、渇水対策が 48%となっています。治水容量は筑後川の支川である小石原川流域の洪水被害を軽減するためのものであり、利水容量は水道普及率が著しく低い（平成 20 年度末で 80.1%、全国平均は 97.5%）福岡県南地域の水道用水を確保するためのものです。しかし、何ととっても、不特定容量と渇水対策容量が全体の 78%を占めていることが、小石原川ダムの大きな特徴となっています。 福岡県南地域には、筑紫次郎の異名を持つ暴れ川、筑後川の不安定な流況に悩まされてきた長い歴史があります。他の水系では、まず治水容量と不特定容量を確保し、流況を安定化させた後に水道用水が開発されています。しかし、筑後川では、水道用水の開発が優先されました。大河川に恵まれていない福岡都市圏の水不足が深刻な状態にあったからです。この域外導水の結果、筑後川下流では毎年 6～7 月、取水を巡って農業者同士が争い、アユやエツなどの遡上も困難になるほど流量が減少しています。開発された水道用水も不安定であり、過去 20 年間のうち取水制限を免れることができたのはわずか 5 年しかありません。 小石原川ダムは、これまでの開発で荒廃してしまった筑後川の環境を回復させる役割を担っています。不特定容量と渇水対策容量については、治水や利水のようなわかりやすい評価軸が示し難いだけに、必要性が過小評価されてしまうことが懸念されます。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見案

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED] メールアドレス [REDACTED]			
④職業		[REDACTED]		⑤年齢	[REDACTED]
				⑥性別	[REDACTED]
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
全般		【要旨】 検証対象となっているダム事業は、治水だけでなく利水等を含めた多目的ダムが多いことから、対応方針の決定にあたっては、国土交通省だけでなく、当然関係省庁の意見や判断が必要であることを明記すべきと考える。 【意見】 本中間とりまとめ（案）第10章では国土交通大臣が対応方針を決定するとされているが、多目的ダムの場合、例えば水道事業部分は水需給計画にもとづき水道事業認可や広域的水道整備計画により事業決定されているため、利水の観点からの検討による結果生じる法令上の手続き等を進める権限は厚生労働大臣にあると認識している。 したがって、対応方針の決定にあたっては、当然に厚生労働省をはじめ、農林水産省や経済産業省などの関係省庁の意見や判断が必要であることを明記するとともに、当該関係省庁との調整、合意形成が必要であると考えます。			
全般		●評価軸が安全性をコストで評価しようとしているようにとれる。「コンクリートから人へ」の政策では『人（＝安全性）』を優先するとしているが、代替案に水害保険が挙げられている（保険は浸水が前提、行政は浸水させないことが前提）ように、人（＝安全性）よりコストが優先しているようにとれる。プライオリティとしては、国民の安全性が第1であり、その後にコストがあると考えます。			
13 6.2	(3) 10.3	●今回の河川整備計画と河川整備基本方針との整合性が明確でない。			
42	3	【要旨】 河川環境の保全（不特定用水、既得水利の確保）については、治水・利水とともに河川管理の根幹をなす重要なものであり、平成9年に河川法を改正して対応していることから、治水や利水と同様に「河川及び流域環境の維持の観点からの検討」という章を設け、検討し、総合判断に反映させるべきである。 【意見】 本とりまとめにおいては、第7章において「（8）流水の正常な機能等の維持」として治水に関する評価軸の一つとして位置づけられているにすぎないが、不特定用水の確保の重要性やダムによっては治水よりも容量が多くなることを考えると「河川及び流域環境の維持の観点からの検討」という章を設けて治水や利水と同レベルで検討し、総合判断に反映させるべきである。			

		筑後川の水資源開発は、人口が増加し水需要が逼迫した福岡都市圏（流域外）の喫緊の利水開発を優先せざるをえなかった歴史的背景があり、河川の正常流量の確保が十分でないという課題を抱えている。 このため河川の正常流量の確保及び利水の確保のため、筑後川水系における水資源開発基本計画（フルプラン）が閣議決定され、小石原川ダム及び筑後川水系ダム群連携事業により、長年の懸案であった不特定用水の確保について、ようやく目途が立ったという経緯がある。 検証を行う上では、このような流域全体が持つ歴史的背景や経緯も重要視するべきと考える。 特に、小石原川ダムは、治水容量の割合が約10パーセントと低く、残りの約90%が利水と不特定容量である場合には、利水や不特定用水の観点からの判断を重要視すべきと考える。
		【要旨】 渇水対策容量（不特定渇水対策容量、水道用渇水対策容量）の検証や取扱いについては、治水や通常の利水、不特定容量とは区別して検討すべきと考える。 【意見】 福岡都市圏では渇水被害がたびたび発生しており、特に昭和53年から翌年にかけて制限給水期間287日という未曾有の渇水を経験し、社会生活、経済活動に極めて大きな打撃を受けた。 この昭和53年の渇水にも対応すべく計画された五ヶ山ダムでは、渇水対策容量を有しており、水道用水の渇水対策容量については水道事業者が費用負担をしている。 渇水対策容量を開発しなければならなかった背景を踏まえ、五ヶ山ダムの渇水対策容量の検討は、通常の利水や不特定容量とは区別し、十分な配慮を行い検討するべきと考える。
16 45		●現行のダム計画の基礎となる水需給計画は、フルプランや広域的水道整備計画との整合が取れたものとなっており、検討を行うには、関連省庁等との協議する必要があると考える。
45		●今回の治水の見直しで行われる個別ダムの検証について、利水参画者の意見をどのように反映させるかを明確にすべきと考える。 なお、利水に関しては、最終的な代替案は利水者とその関係省庁（厚生労働省等）で決めるべきものである。 そのうえで、治水・利水や河川環境等を含めた総合的な評価を行うべきと考える。
52		●代替案の比較に必要なコストを適切に算定するためには、ダムを中止（代替）した場合の補償等のルールやフォローの基準について、検証前に明確にしてほしい。

5 9		●第9章に総合的な評価の考え方が示され、治水対策案だけで総合的な評価を行うことになっているが、利水や流水の正常な機能の維持などの河川環境も含めた総合評価にすべきであるとする。
6 1		●利水を含めた検討結果に対し、国土交通大臣の判断や河川整備計画の変更など、治水に関する手続きのみが記載されているが、利水に関しても判断・法手続等について記載すべきではないか。
		●検証によって新しい段階に入れないことから工期が遅れ、水道水の供給不足や洪水の被害など市民生活への影響が出る恐れがある。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		公務員		⑤年齢	50
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
40	8	「地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」については、利益を受ける地域と損失を受ける地域の位置的な関係だけでは評価できない事であり、それぞれの地勢や歴史並びに社会的な活動面から総合的に評価するため、その評価は透明な評価軸を定めて行うべきではないか。			
36	10	「近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、短時間で河川水位が上昇し氾濫に至る場合がある。」と述べているが、都市部においては河川水位の上昇に起因して、内水排水が困難になることから浸水被害の発生を生じるので、これらの影響も検討することが望ましいと考えられる。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		主婦		⑤年齢	31
				⑥性別	女
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		【要旨】 ダム事業を見直すメリットや大義名分がなければ、検討及び見直しは進まないの で、水利権のあり方を再検討し、ダム開発が無くとも、取水可能な制度の作成・規制 緩和を進め、それを明確にした後に検証・検討を行うべきと考える。 【意見】 公共団体は、議会を通し意志決定を行ってきた事業であり、そのほかの費用対効果 には表せない費用投入 (例えば水特法以外の手当) や地元との交流等をおこなって おり、ダム事業を中心とした他の事業や各計画への影響があり、ダム事業という大きな 方針を中止するためには相当のエネルギーが必要と考える。 例えば、当該公共団体の担当や管理職、首長に個人意見としてダムの不必要と考 えていても、他の事業者や計画の変更、議会説明を考えると現実的には大変困難と考 える。 そのようななか、今までも考えることが可能であった代替案を検討したところで、 当然現在の事業が妥当であるとした結論をもって、代替案の検討に入り、数値の取り 方や考え方を整理し、妥当性をする事になるのではないかと懸念され (検討不足で あったとされ、自治体は既存事業への非は認めがたいのではないか。) 結果、時間と 費用のロスになりかねない。 このような状況の中で、具体的に、ダム事業を減少させる方策として国土交通省が おこなえることは、水利権制度の見直しではないか。 いわゆる利水参画者は、水を取りたいがためにダム事業に参画しているものであり、 ダムの建設自体が目的ではない。また、農業のあり方が年々変化してきており、遊休 的な水利権もあるように、現在与えている水利権をまずは再整理 (ここで全て必要と 整理しては意味はない) し、使用していないものは利水参画者へ譲渡・貸与出来る仕 組みを規制やルールを作る、既存であるのであれば緩和し、ダムを新規に作らずとも 水利権の見直しによって水源開発を行うようなハードではなくソフト的な対応が必 要と考える。			

中間取りまとめ(案)に対する意見

- ①氏名：[REDACTED]
 ②住所：[REDACTED]
 ③電話番号：[REDACTED] メールアドレス：[REDACTED]

私はサンルダム建設地となっている下川町の住民の一人です。下川では現在、サンルダム建設の計画が進められていますが、治水のことについて言えば、最近計画されているダムには疑問を感じるダムがあります。サンルダムはまさにそうしたダムの象徴であると思います。ここに改めて記させていただきます。

サンルダムが建設される名寄川流域について、現在の流域の治水状況では必要ありません。推進派は「住民の安心・安全のためにダムが必要」といっていますが、現在の下川の中心地から名寄までの堤防整備状況は一部未整備箇所を除けば完成断面であるからです。実際、名寄川では100年に一度といわれる大水は昭和48年(毎秒1115m/s)に経験していて、昭和50年、昭和56年も同様の大水が流れていますが、「堤防の越水や破堤はなかった」と、参議院からの質問趣意書で開発局が答えています。さらに、平成18年の洪水にいたっては昭和48年と同じ規模だったにも関わらず、大きな水害は発生しませんでした。そのため、データの上でも、経験上からもダムを用いずに洪水被害を大幅に防ぐことが出来ることは証明されています。尚、北海道7月26日から27日にかけて大雨が降り、名寄地区では一部床上浸水したところもありますが、このときも名寄川があふれたからではなく、その支流となる小川があふれたことによるものです。

そして、サンル川は天塩川支流河川のひとつである名寄川の支流であり、天塩川本流ではありません。この川の集水域は天塩川流域面積ではわずか3パーセントです。ですから、仮にこの地にダムを建設しても名寄川流域はもちろん、名寄より下流の天塩川流域でも大きな効果は期待できません。実際、名寄川下流にある名寄市付近で洪水時に水位を下げる効果はわずか10センチから20センチと計算されています。それなのに、528億とされる総工費をかけ、周辺の豊かな森を破壊してまで建設しなければならないのか疑問です。堤防が未整備の箇所を整備すればダムの建設費や毎年発生するダムの維持管理費の合計額よりよりはるかに安いコストで十分な対策が出来るのです。サンルダム流域以外でもそうした方法で改善できるところが多いと考えます。

ところで、中間取りまとめ(案)の中には、ダムに変わる代替案を検討する中で、補償金額のことも触れられていますが、このこと自体は大事だと思います。ただ、ダムの建設費や運用期間中に発生する毎年の維持管理費の合計を考えると、補償金額を含めても、堤防や遊水地整備などの河川改修のほうが安く済むケースは全国的に多いと思います。

さらに、有識者会議で検討されるのは国の直轄ダムであり、当別ダムのように事業主体は都道府県単位のものは対象になっていませんが、これは是非対象にすべきです。いくら事業主体が違っても建設費に国の資金が出る以上、対象にすべきです。その中で、治水だけでなく、利水などで疑問があるダムについては、積極的に廃止に導くことをすべきです。国の財政悪化などで資金の有効活用が一層重要視される現在、政権が変わったからといってストップされることを警戒してメリットのほとんど無いダムに対して工事費などを急速につぎ込ませる必要は無いからです。

北海道はかつて、公共事業の再検討について「時のアセス」という名目でそれを実行し、中止した事業があります。私はこの有識者会議を通じて、ダムに安易に頼らない方法で環境も考えた治水対策の指針が出ることを期待しますので、どうかよろしくお願いします。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①	氏名 (フリガナ)					
②	住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③	電話番号			メールアドレス		
④	職業	会社員	⑤年齢	38	⑥性別	男
意見談当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
10	22	施設の健全性と信頼性を持続的に維持するための費用は、財政難のもとでも削減すべきではない・・・とあるが、このことを広く一般の人に周知することが先決ではないか。いまは、ダムに関する工事＝悪と捕らえている人々が多いと思う。				
14	13	地域間の利害の衡平性・・・とあるが、多くの方は、都市も地方も全国均一と捕らえている人が多いと思う。北海道などの積雪寒冷地と梅雨や台風が多い南方では均一とはなりえないことを理解してもらう努力が必要である。				
30	13	洪水時に備えてハザードマップを公表したり、洪水時に防災無線、テレビ・ラジオ、携帯電話等によって情報を提供したりすることが不可欠である・・・とあるが、大雨などの災害発生時におけるテレビの報道は、危険を周知するというより自然災害の恐ろしさ(対象地域外の人々の興味をひく演出)と行政の怠慢ぶりを報道している。むしろかしいと思うが、気象警報のように強制的に情報提供できる方法を確立すべきである。				
36	18	河道掘削は対策の進捗に伴って段階的に効果を発揮				
37	2	ダム、遊水地等は、下流域において効果を発揮する・・・これらも事実も特に下流域に居住している都市部の人々への周知が不十分と考える。ダムでなく、河道掘削や堤防工事を行う際には、居住地近くで河川改修工事が行われることをもっと理解してもらう必要がある。				

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県) [REDACTED] (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		FAX [REDACTED]				
④職業		会社役員	⑤年齢	56	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見 (200字を超える場合は 200字以内の趣旨も記載)				
項	行					
P8	9行目	「今後の治水対策の一つのイメージは・・・」との記述は、従来からの総合的な治水対策のイメージとは殆ど変わっていないので、削除して治水対策のイメージと訂正すべきである。				
P20	18行目	治水対策は・・・に加筆する。また、河川を中心とした治水対策や流域対策、 <u>超過洪水対策、防災対策があり</u> と本章で示すべきであると訂正する。				
P22	15行目	但し書を加筆する、但し、 <u>過度な河道断面の拡大は河川固有の河相を害する場合がありますので十分な検討が必要である。</u>				
P22	21行目	但し書を加筆する、但し、 <u>本川の排水区間ではその効果について検討が必要である。</u>				
P23	2行目	「大きくなるおそれがある」の記述を、 <u>おそれがあるため原則としてこの方策によらない。</u> なお、 <u>かさ上げを行なう場合は・・・とすべきである。</u>				
P23	3行目	「危険性が高まる」に加筆訂正する。 <u>危険性が高まる場合は排水規制を実施する必要があるとする。</u>				
P32	1行目～7行目	従来の代替案では、あまり使われていない方策 「従来の代替案ではほとんど又は全く使われていない方策」の記述はいかがなものか、切り口をジャンル別に替えて標記方法を再整理すべきでないか。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

②住所		(都道府県)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		旭川大学名誉教授	⑤年齢 66 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
1	9~21	「要旨」 ダム事業が自然環境に与える影響をより強く認識した記述にする必要がある 「意見」 我が国は、現在、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という、三つの大きな不安要素に直面し——、税金の使い道を大きく替えていかなければならない、こうした認識のもと「できるだけダムに頼らない治水」への行政転換、ということには大賛成だが、ダムに頼る治水行政を替えざるを得なくなってきたもう一つの主要な原因は、これまでの河川行政による河川の自然環境の悪化に対する国民の危機感である。そのことをより強く認識する必要がある。	
6	1.3 3-4 18-18	(意見) 超過洪水対策として、ハザードマップの作成等による防災対策等と共に、ここに示されているように、決壊しない、決壊しづらい、ねばり強い堤防整備を早急に進める必要がある。	
12	2.1 11-12 17-19	(意見) 個別ダムの検証の背景として、人口減少の進行、急速な少子高齢化、長期債務の負担の3つの大きな不安要素から公共事業の見直しが必要としているが、河川の自然環境の悪化、川と人の繋がりが薄れたことに対する国民の危機感があることを重視し、文言に加える必要がある。	
13	2.2 10-11	(意見) 検証に当たっての基本的な考え方で、治水対策案は河川整備計画案の目標と同程度の安全度を確保することを基本とする基本とする、とあるが整備計画での目標流量は、幾つかの選択肢の最大値を取ることが多く、コストとの関係からも現実的ではない。従って、整備計画の目標流量が戦後既往洪水よりも過大な時には、再検討する必要がある。	
14	2.2 2-5	(意見) 総合的な評価に当たって、コストを最重視するが、それによらず特に重視する評価軸による評価の場合は——、とある。特に重視する評価軸として、河川の自然環境、生物多様性、生物資源などという文言を入れる必要がある。	
14	2.2 6-8	(意見) 総合的な評価に当たって、学識経験者、関係住民、地方関係公共団体の長、関係利水者の意見を聴く、とあるが、聞きおくだけでなく、検討主体と学識経験者や関係住民等との議論の場が必要である。また、その際に関係住民等から治水案が提案された場合は、検討主体において、十分に検討した上で関係住民等と議論する場が必要である。	
15	3.1 5-7	(意見) ダム本体工事の契約を行っているものは検討の対象から除く、とあるが、ダムなしでも治水対策が可能であるか、自然環境に大きな悪影響を与えるような場合は、本体工事契約まで進んでいるものについても検討の対象にする必要がある。なぜなら、長い時間軸で考えたとき、将来ダム建設で生じた問題や自然環境の復元の必要性など、よりコストがかかる可能性があるためである。	

16-18	3.2 3.3 3.4	(要約) 個別ダムの見当の場合は第3者機関で行う必要がある。 (意見) 個別ダムの検証に関わる検討の主体は、各地方整備局、水機構、都道府県であり、検討を進める手順として、関係地方公共団体からなる検討の場を設ける、としている。 しかし、いずれの機関もこれまでダム建設を推進してきた団体であり、情報の十分な提供と共有、公平性、客観性、透明性を持って合理的に検討ができるとは到底考えられない。従って、関係学識者、関係住民を主体に各地方整備局、水機構、都道府県が入った場で検討を進める必要がある。その際、ダムによる治水対策推進、ダムによらない治水対策推進を考える学識経験者、住民がどちらかに偏らないものとし、地方整備局などの公共関係機関は必要な情報提供などの業務に専念する必要がある。
20	6-8	(意見) 複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本にする、とあるが、前述したように、戦後最大の既往洪水に比べて過大な目標が設置されている場合は、瑤尾計画の目標自体を再検討した上で進める必要がある。
23-24	堤防	(意見) 決壊しない堤防、決壊しづらい堤防の技術的開発を早急に進め、適用する必要がある。そのことによって、流下能力を増大させ、ダムに頼らない治水対策を進めやすくなる。また、ダムは完成するまでその効果は発揮しないが、堤防の強化による治水効果は時間の経過と共に段階的に高めていくことができる。
24-25	排水機	(意見) 排水機場や排水ポンプの拡充が必要である。 近年は外水氾濫に対して、内水氾濫が増加していることから、内水対策に有効な上記の施設を拡充する必要がある。
25	遊水池	(意見) 北海道など地方で河川流域に余裕がある場合は、治水対策として遊水池を有効に利用する必要がある。さらに、これまでの捷水路工事で残された三日月湖などの遊水池利用と住民が利用できる公園化などを総合的に進める必要がある。また、計画遊水池にする場合は、これまでは1回限りの補償の場合が多いが、継続的な補償制度を検討する必要がある。
31-32	代替案	(意見) 従来の代替案検討。様々な治水の代替案を組み合わせるとき、機械的な組み合わせではなく、安全性の目標（過大な目標ではなく）、実現性、コストに加えて河川の自然環境の保全を重視して代替案を検討する必要がある。
35	1-21	(意見) 評価軸 コストの評価について、残事業費を基本とするとあるが、全事業費を基本とする必要がある。残事業費を基本とすると、ダムに頼らない治水対策という本来の趣旨に反して、ダム建設の方がコスト的に有利になる。すでに前述したが、ダム以外で治水対策が可能であったり、ダムが自然環境に大きな影響を与えるような場合は、長い時間軸で見た場合、より大きなコストが必要になる可能性が高い。
37	コスト	(要約) コストについて、現時点からの費用ではなく全事業の費用を考える必要がある。その際、これまでの費用対効果の方法は見直す必要がある。 (意見) 完成までの費用、維持管理の費用、その他の費用については、前述したように、現時点からではなく事業全体の費用で評価する必要がある。その際、これまでの費用対効果の方法については大きな欠陥があり、見直す必要がある。これまでの費用対効果は、河川全域を複数のブロックに分け、数多くの地点で同時に、しかも堤防の基部から決壊したときの広域に生じる被害額とダム建設・維持管理の費用との比較によって計算されてきた。しかし、通常は1ヶ所堤防が決壊すると、他の場所の決壊は起こらない。これまでの費用対効果は、現実にはあり得ない計算によって、プラスの結果が導き出されてきた。さらに、これまでの費用対効果は治水対策についてであり、ダム建設による漁業資源や自然環境へのマイナスの費用対効果は考えられていなかった。これらのことについて、十分に検討したうえで、コストの問題を考える必要がある。

40-41	環境	(意見) 水環境、土砂流動、生物多様性、景観、人と川のふれあいへの影響について 1997年の改正河川法の趣旨は、河川の環境整備と流域住民の参加にある。高度経済成長期以来、人と川のつき合いが薄れ、河川の自然環境、生物多様性が変化、減少してきたことへの反省、危機感から河川法が改正された。その精神に沿った、今回の「できるだけダムに頼らない治水対策」を進めるためには、評価軸に環境をより重視する必要がある。
45	1-2	(意見) この章では、利水の観点からの見当となっているが、善行の意見で示したように、利水と同様に環境の観点からの検討を新たな章立てで検討する必要がある。
45	8.1	(意見) 検討の進め方について 上水については、これまで人口増加をベースに計算されてきたが、これからは減少に向かうという人口動態の推移と節水の必要性を的確に把握した上で、検討すべきである。農業用水については古くなった用水路からの漏水についての十分に検討する必要がある。また、利水についてはダム建設を誘導する暫定水利権を見直す必要がある。
59	12-19	(意見) 総合的な評価について、厳しい財政状況を背景に、コストを最重視、次いで安全性、実現性としているが、同じレベルで環境を総合的な評価で重視する必要がある。

2010年8月14日

今後の治水対策のあり方について中間取りまとめ（案）に関する意見

- ① 氏名 : [REDACTED]
② 住所 : [REDACTED]
③ TEL : [REDACTED] メールアドレス [REDACTED]
④ 職業 : 無職
⑤ 年齢 : 62 歳
⑥ 性別 : 女
⑦ 意見

1. P15 3.1.の5行目

<要旨>

「本体工事の契約を行っている」という理由だけで、検証の対象から外さないようにすべきであり、この項を削除してください。

意見

ダムの本体工事着工、未着工と線引きする理由が分かりません。

北海道の当別ダムは、本体着工されていますが、計画から 40 年が経過し、治水の面からも利水の面からもまったく必要のないダムです。利水については現在どこの自治体でも水不足は起きていません。190 万都市札幌市の水道水は、豊平峡ダム、定山溪ダム、二つのダムで 25% も余裕があります。つまり、水は余っています。治水については、基本高水流量が過大に設定されていてダムを造る根拠になっています。当別川の目標流量は、1981 年に過去最大といわれた洪水がありましたが、その時の 2 倍に設定されています。

本体着工されたダムでも一旦凍結し第三者機関で、市民参加のもと検証すべきです。

2. P16 24～25 行目

個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって検証に係る検討を行う。

<要旨>ダム事業者自らの検証では客観的な見直しはできません。第三者機関、賛成、反対の市民参加で検証すべきと考えます。

意見

今回の案では、検証検討主体はダム事業者であって、ダム事業者が検証を行うことになっていますが、ダムがほんとうに必要なという客観的な検証を行うことはできないと思います。第三者機関の委員選考はダム事業者が自ら選任するのではなく公募した委員で構成し、市民参加のもと検証すべきです。

補助ダムの検証作業は推進である道府県の知事が作業を行うのは、真の見直しがで

きません。補助ダムについても市民参加のもと第三者機関による検証作業が必要です。

3. 45～60頁 利水の観点からの検討

<要旨>

利水についても第三者機関による検証が必要です。水道用水の需要は実績に基づいて推計すべきであり、将来の需要予測は過大に設定されています。

意見

多目的ダムの場合、利水参画者はダム事業者と一体となってダムを推進してきました。当別ダムの場合、5年に一度再評価が行なわれていますが、ダムありきを前提にして見直が行われました。札幌市の場合、将来、人口が減少しても水需要は増加していくという利水計画を策定しています。

利水についてもダム事業者や利水参画者と別の第三者機関による検証が必要です。過去10年くらいの実績に基づいたデータから見直し、客観的な検証を行う必要があります。

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2010年8月14日土曜日 15:01
 宛先: chisuinoarikata@mlit.go.jp
 件名: 今後の治水のありかたについて 意見

担当者御中

今後の治水のあり方について パブリックコメントを添付でお送り申し上げます。

主権者であり納税者である国民の意見を聞いたのですから、その集約とそれに対する国の対応及び実行をどう行うか HP で掲載することは国民に対する義務であります。

暑いなかお疲れ様ですが、非常に重要な国土の将来がご担当皆様の手にかかっていますので、責任の重さを御自覚いただき必ず上記の実行を手を抜くことなく義務を果たされますよう見守らせていただきたいと存じます。

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名) [REDACTED]	(市区町村以下) [REDACTED]	
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]
④職業	博物館学芸員	⑤年齢	62歳
		⑥性別	女
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		

16	24,2 5	意見 検討主体としている、いずれもがダム事業者であり建設推進であるところで、検討しても建設という結果はすでにわかる事であり、ナンセンス。ダム事業者ではない第3者機関、たとえばダム建設推進、反対両者の立場の専門家を同数、住民参加で公開の場で検証すべき。
18	3~ 5	ダム推進を求めている地方自治体からなる検討の場は、検討しなくても結果が出ているので馬鹿げている。形だけの様々なメンバーをそろえて国が選定した流域委員会で形だけの検討をしましたと国民を欺き建設をしてきた自民党政府よりも酷いものである。
18	9~ 13	このパブコメもそうだが、国が行うパブコメは聞きおくだけで、国民の意見に対してどのような対応をしどのような実行をしたのか、国は国民に報告義務があるはずであるから、必ずパブコメの後は国民からの意見の集約とその対応、国がそれにより実行した事を報告していただきたい。当然のことがなされていないのではない
19	13	か。
36	4	データーは立場によりどれを使うかで、いくら詳細に点検しても、誰がどの立場でおこなうかによって、点検結果が変わるものであるから、ダム事業当事者が行っは意味がない、ダム建設賛成の立場をとる専門家と反対の立場をとる専門家同数による3者委員会で行うべきである。
37		決壊しない堤防は可能であり、ダム建設より費用対効果が大きい。なぜならダムには水を制御できる容量に限界があり、但し書き操作に入られてしまえば、ダム下流域では、ダムがあることのほうが危険でかえって大きな水害をもたらし、害となる存在であるから、まずは堤防強化をすべきである。
40		ダムの維持コストは非常に大きい。ダム建設をしてしまえば撤去するまで永遠にかかるから、出来る限りダムを建設するより、堤防強化に回す方が長い目で見るとコストダウンであり、しかもダムの限界を超えて治水が出来るオールラウンドな治水方法なのである。
49		ダム建設によって破壊される川の生態系、生物多様性は計り知れず、他のどの治水方法よりも破壊力も損失も大きく、現在の流れに逆行している恥ずべき行為である。 ダムの暫定水利権は実態と大きく乖離している。全面的に見直す必要がある。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス			
④職業		なし	⑤年齢	68	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
4~11		第1章 要旨：治水のあり方が問われた要因分析が不十分であり、とくにダム建設がもたらした負の側面および民意を吸い上げることを実現できなかった側面に光りをあてるべきであり、第1章 今後の治水対策の方向性は、再検討して、修正すべきである。 意見：治水のあり方を検討する要因について、財政上の要因 (1.1、1.2、1.5)、想定外の洪水への対応 (1.3)、流域と一体となった治水 (1.4) が述べられているが、これだけでは不十分である。昨年の総選挙で政権交代がおきた要因のひとつに、「コンクリートから人へ」という民主党のマニフェストがあげられる。このマニフェストの意味するところは、一つには、コンクリート (例えばダム建設) よりも人 (医療、教育など) に予算をつけるという意味があり、第1章で取り上げられている要因とも一致するが、もう一つコンクリートはムダであるという意味もあり、この点も多くの国民が支持をした。ダムができたために、下流の河川環境が悪化して魚影が見えなくなった、ダムの水質が悪いため水道水や灌漑用水として不適であるなど、多くのダムでダムの問題点が指摘されて、ダムによらない治水を考えるべきという意見が全国からあげられた。中間とりまとめ案ではこの状況を把握していないことが問題であり、今後の治水対策のあり方が不十分となる要因となっている。 もう一つは、ダム建設を見直す要因となっているダム建設に対する民意の反映についての認識がまったく欠けている。1997年に改正された河川法では、新たに、民意を反映することと環境の重視の視点が入った。しかし、流域委員会などは形式的には、住民や学識経験者の意見を聞く場が作られたが、河川管理者から提案のあった原案が実質的に修正された例はほとんどない。流域委員会の委員の選出と委員会の運営は全て河川管理者によって行われたためである。委員の選出と委員会の運営が在る程度自由に実施された淀川流域委員会では、ダムによらない治水が前進した。また、住民代表が河川管理者と同等に意見を述べることで、川辺川ダム問題では、民意が一定程度反映され、結果として川辺ダムは中止され、ダムによらない治水の検討が行われている。 第一章では、本来今までのダム政策の長所と短所、とりわけ短所を検討して、よりよい治水政策を検討すべきであるが、短所についてまったく触れていないのは決定的な欠陥である。失敗は成功の基と言われるが、失敗に学んでこそよりよいものができる。今までのダム政策の欠点、失敗について有識者会議が触れることができなかったのは、有識者会議が国土交通省から独立していないためである。しかし、行政は国土交通省のものではなく、広く国民のものであるので、有識者会議は国土交通省の諮問機関であるが、国土交通省の意を体するのではなく、学識経験者として自主的な判断をすべきである。有識者会議が国交省の過去の行政の不備を指摘できないとすれば、国交省が設置した委員会の限界であり、改組または独立した委員会にすべきである。 国民に支持される新たな治水政策を検討するには、国土交通省の過去の誤りにも光をあてることが必要である。具体的には、ダム建設がもたらした良い面と悪い面をきちんと整理することと、国			

12-13	土交通省が民意を反映してこなかった点を取りあげて、今後は民意を吸い上げる具体的な方策を決定することである。 2.1 検証の背景 要旨：検証の背景として、ダム適地の不足、予想以上の費用、コミュニティの分断による建設合意期間の増大、想定以上の堆砂の進行があげられているが、環境問題については具体性がない。ダム建設による環境や漁業に与える影響は重大であり、検証の背景として明確に書き込むべきである。 意見：富山の押し寿司の食材であるサクラマスは、神通川では昔は150トン以上漁獲されたが、現在ではわずか数トンであり、この原因がダムにあることを富山県の水産試験場の研究者が明らかにしている。シロザケの種苗放流の成功の陰でダム関係者も含めて理解が不十分であるが、サクラマスなど海と河川を行き来している魚類にとってダムは致命的である。ダムができて以降、ダムの上流も下流も魚類が明らかに少なくなっている。漁業だけでなく、生物多様性からも由々しき事態である。 ダムができると、土砂がダム下流に届かなくなるため、川床低下を引き起こし、魚類の産卵場を喪失させる上に、護岸工事などで多額の税金を投入している。前原大臣の発言で少しは知られるようになったが、河口域の干潟や海岸線もダムが土砂供給を止めることによって影響を受ける。ダム建設による漁業と環境への影響を金額として推計する作業はなされていないが、当然するべきであり、そのこともダムの検証の背景としてきちんととりあげなければならない。
13-14	2.2 検証にあたっての基本的考え方 意見：(1)から(10)まで10項目が挙げられているが、その前に記述するべきもとして、「(0)既設ダムの治水や利水効果だけでなく、漁業や環境へのマイナス影響を把握し、評価して、今後の治水についての基本的データとする」を追加する。
13	2.2の(3) 要旨：「治水対策は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する」を「治水対策は、過去の最大流量時の水害を防ぐことを基本として立案し、安全度の確保は、ダムによる方法や、堤防強化、河川改修などあらゆる点から考慮する」に修正する。 意見：安全度の定義が不明確であるが、現在までの河川整備計画では、ある目標流量を設定して、その流量が発生した場合に水害を生じさせないということが基本となっている。現在策定されている多くの河川整備計画の目標は、ダムを建設するために、過大な目標流量を設定していると言っても過言ではない。多くの河川整備計画では、戦後最大の洪水規模において水害を防ぐことを目標としているが、実際に策定された目標流量は戦後最大の流量よりかなり大きな値に設定されている。例えば天塩川水系の目標流量は、サンルダムと関係しない基準点では戦後最大の流量としているが、サンルダムに関わる名寄川の目標流量だけは、戦後最大の流量の1.35倍となっている。補助ダムである当別川の当別ダムは、戦後最大の流量の約2倍にもなっている。これらの河川では、戦後最大の流量を目標流量とすれば、それぞれダムは明らかに不要であるので、ダム建設のために目標流量を過大に設定したとしか考えられない。このような河川整備計画の目標を前提とするならば、過大な予算を使い、大きな環境悪化をもたらす。したがって、戦後最大の洪水を防ぐために、戦後最大の流量を目標流量とすべきである。この目標流量を超えた場合には、1.3および2.2の(7)の対応とすべきである。 次に、安全度について検討すべきである。洪水が生じた場合の被害は、1)破堤による大規模な氾濫によるもの、2)内水氾濫によるもの(本流からの逆流も含む)、3)破堤はしないが、越水による氾濫、の3つと考えられる。治水の目的からすると、もっとも防ぐべきは1)のケースである。対応策は、A：ダムにより洪水調節を行い、破堤しないように水位をさげる、B：破堤しない堤防を作り、最悪の場合でも3)の被害でとどめる、の二つおよび両者の組み合わせが考えられる。Aの場合は、ダムの容量を大きくすればするほど安全が確保できるが、それでも想定外の洪水があり、この場合は大規模な水害が生じる。Bの場合は、想定外の洪水でも被害を少なくすることが可能である。予算的には、ダムに大規模な予算をつぎ込むか、ダムにかかる費用を堤防強化と河川改修に使用するか、という問題となる。私たちは、ダムによらずに河川改修と堤防強化を基本とすることが、安全度の上でも優位と考えている。治水における安全を確保する問題を改めて論議した上で、評価軸に加えるべきである。

13-14

(8)

要旨：検証にあたっては、上記の 2.2 検証にあたっての基本的考え方の項で述べた (0) の評価も含めた各評価軸についての的確な評価を行う。

意見：ダム建設による負の評価も含めなければ、コスト計算も誤るし、また (4) で述べられている「流域を中心とした対策」にならない。例えば、ある河川で 3000 尾のサクラマスが遡上しているとして、ダム建設によってほぼ遡上・降下ができなくなったと仮定して、それらの稚魚が降海して、通常の回帰率のデータを用いて、どれだけ漁獲量が減少するか予測して、それを経済的に評価する。また、サクラマスの子どものヤマメは釣りの好対象であり、釣りができなくなった場合の経済評価、ダムによる河床低下の保全費用、河口における干潟の劣化や海岸線の後退の経済的評価などを評価軸に加える。

14

(9)

要旨：「コスト」を最も重視すると述べているが、この考え方をやめて、1992 年のリオサミットで取り上げられた「持続可能な開発」の概念（将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で社会発展をすすめようとする理念）を援用すべきである。すなわち、治水対策を検討する際には、将来の環境や次世代の利益を損なわないことを総合評価の基本とする。

意見：ここでコストと言われているのは、37 頁に示されているように、現時点から完成するまでの費用、維持管理に要する費用、ダム中止に伴って発生する費用等となっているが、問題である。まず、ダム建設費は現時点からの費用であるので、ある程度進んでいるダム建設には有利であるが、常識的にはダム建設のすべての費用であるべきである。また、これらのコストには、堆砂に伴う処理費用（浚渫、や土砂の下流への流出するための費用）、長い目で見れば 100 年規模でダムは堆砂などで使用できなくなる運命をもっているの、ダム建設は将来に禍根をのこす可能性が大きい。環境悪化とその保全費用の算出は簡単にはできない。このようなあいまいさのあるコスト重視とすべきでない。多くのダム建設は持続可能な発展を保障しないと考えられる。堤防強化や流域全体で治水対策を講じることがベストとなると考えられる。

14

(10)

要旨：「・・・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く」の文面に問題はないが、今までの実績では、関係住民などが意見を述べても、聞き置かれてきたので、「・・・関係利水者との意見交換を行い、合意形成に務める」に修正する。

意見：サンルダムに関連して、北海道開発局旭川開発建設部は、私たちの疑問や意見に対して文書では回答するが、私たちとの意見交換会を徹頭徹尾拒否してきた。私たちは文書回答で納得すればあえて意見交換会を希望しないが、文書回答は、私たちの質問に的確に答えていないため要請したものであり、それを拒否するのは、回答不能と考えざるをえない。また、流域委員会の委員長（元旭川開発建設部職員）も、流域委員と私たちとの意見交換を拒否した。住民等の意見の反映を無視したものである。このような事がないように、修正案を提出した。

15

3.1 の 5 行目

要旨：「本体工事の契約を行っている」という理由だけで、検証の対象から除外しないようにすべきであり、この項を削除する。

意見：「ダム本体工事の契約を行っているもの」を検証の対象から除外するとしているが、反対である。本体工事の契約がすんで、本体工事に入っている場合には、ダム建設を中止すると損害補償などが生じることを考慮したと考えられる。しかし、該当ダムが検証した結果ムダなダムということになれば、ダムを建設する費用がムダとなるばかりでなく、繰り返し述べてきたように、ダムによるさまざまな負の影響のために、それを軽減するためにはかなりの費用が必要である。例えば、沙流川水系の二風谷ダムは建設後 13 年で、ダムの貯水容量の 40% 以上が堆砂で減少している。もし、この堆砂を浚渫するなり、堤体を変更して土砂を放出するなどの手当をすれば莫大な費用が必要とされている。現時点では何らかの対策が必要であるが、もし二風谷ダムを建設しないで、堤防強化などで対応すれば、はるかに少ない費用ですんだはずである。本体工事契約がなされていても、凍結するほうが遙かに費用だけみてもムダを省く可能性が高い。私たちが取り組んでいる、補助ダムの当別ダムは本体工事進行中であるが、必要な水道水はダムに依存しなくても供給可能であり、先に述べたように目標流量は戦後最大の洪水時の約 2 倍としているなど、本来ダムを必要としない

16	のに、ダム建設を進めた例である。このことは私たちの意見であるが、私たちの意見はいつさい無視されて進められている。私たちは、言うまでもなく後世の人たちに責任がある。そのために、契約済みのダムでもダムの必要性を検証することが必要である。
16-17	3.1 の 8 行目以降 意見：「治水対策は、現行の河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保・・・」を「治安対策を検討するにあたっては、現行の河川整備計画の目標流量を戦後最大の実績洪水流量として、この目標流量を基本に立案する」と修正する。その根拠は、13 頁の(2)の意見において述べた通りである。
17	3.2 検討主体 要旨：検討主体の定義もしくは役割が記述されていないが、それぞれの組織（例えば直轄ダムでは地方整備局）が、主体的にダムの検証作業を行う、という意味と推定される。私たちはこの考えには反対であり、国交省は検証作業の実務を担当し、必要に応じて資料提供や専門家としての意見をのべ、検証作業の最終結果には責任をもつようにする。 意見：整備局や地方自治体は、治水に関して行政としての責任を有しているが、これは国民の負託によるものである。私たちは、ダム問題に関して国交省は必ずしもこの負託に応えてこなかったために、「ダムによらない治水」の新たな対応が必要となってきたと考えている。淀川流域委員会では、当初、地方整備局は実務に徹して、流域委員会は積極的に調査し、論議し、現在の治水のあり方に大きな影響を与えた。しかし、最終的には国交省は淀川流域委員会を閉鎖してしまった。論議を尽くして閉鎖したのではなく、問答無用に閉鎖したのである。これでは国民の負託を受けた行政とは言い難い。淀川流域委員会の経過を真剣に総括して、地方整備局などは検証作業の実務担当の事務局とし、行政上の責任としては、検討の場で出された結論について地方整備局が公開の場で意見をのべ、一致しない場合には両者が納得して合意を得るようにする。従って、検討主体は、検討の場を構成する組織であり、地方整備局などは実務を担当し、最終責任は国交省が負うという形とする。 検討主体としての検討の場は、ダム推進意見とダム批判的意見を有する者をおおよそ半数ずつ含む構成として、委員の互選で委員長を決定し、検討の場の運営に責任をもつ。委員は公募もしくは、推進派と批判派がそれぞれ委員を推薦して決定する。検証作業は、地方整備局（事務局）一作業委員会の設置－検証作業－検証結果のとりまとめ－検証結果の合意形成（検証作業委員会と事務局との合意で決定）－国交省へ意見提出、の手順で行う。都道府県についても同様な考え方で検証作業を行う。
18	3.3 検証に係わる検討手順 意見：上記の検討主体の項で述べた通りを提案する。
18	3.4 情報公開、意見聴取の進め方 要旨：「関係地方公共団体からなる検討の場」を上記検討主体の項で述べた委員会とするよう修正する。 意見：全国の多くの場合、地方公共団体はダム推進者である。しかし、住民がダム推進の立場にたっているかどうかは明確ではない。サンルダムを含む天塩川河川整備計画を担当している北海道開発局が、1998 年に流域 5000 世帯に対して行ったアンケートでは、ダムを望む住民の割合は 7%に過ぎないが、流域の全地方公共団体はダム推進者である。このような乖離が生じた原因については明らかにしなければならないが、少なくとも地方公共団体だけで検討の場を構成するのは、民意を反映しないし、流域治水にならない危険性をもつものである。従って、地方公共団体からなる検討の場については反対であり、具体的な検証作業を行う検討の場は上述した通りである。 ここでは、検討主体がパブリックコメントを行う、としているが、原案の検討主体は地方整備局などで、今までと変わらない。国交省は、現実に行われているパブリックコメントは有効に機能していると考えているのだろうか。私たちは、必要な資料を集め、熱心にパブリックコメントを提出するが、多くの場合は、「聞いた！」に過ぎない結果であり、むなしいものがある。これを是正するには、直接意見交換を行うのがよい。この点で優れた実績を残したのは、川辺川ダム問題で、熊本県が主催した討論会である。ダムを推進する地方整備局とダム批判の住民団体とは激しく意見交換を行った結果、県民が問題点の所在を認識し、川辺川ダム中止の重要な要因のひとつとなった。

	パブリックコメントを行うならば、検討の場で、出された意見の主要な提出者は検討の場で意見交換をできるようにすべきである。しかし、これは煩雑なので上述した提案を行った。次の、「学識経験者、関係住民・・・の意見を聴く」も同様に、聞き置くことがないように、意見交換をするものとすべきである。
18	対応方針（案）の決定 要旨：この節の内容を以下のように修正する。国交省（地方整備局）や地方公共団体は、私たちが述べた検証作業委員会のまとめについて、行政の責任者として検討し、その結果を検証作業委員会に報告し、両者の意見の異なる点については、公開の場で検討会を開催して、合意の上対応方針を決定する。 意見：原文では、地方公共団体からなる検討の場は、検証のための検討を行うことが明記されているが検討結果をどうするのか（まとめるのか、ただ検討するのか）は明記されていない中で、地方整備局などの検討主体が対応方針の原案を作成することになっている。これでは、地方整備局の考えをチェックするチェック機構は皆無であり、現在の流域委員会よりさらに民意が反映されず、最悪の対応方針決定方式である。私たちは、このような対応方針、すなわち、地方整備局の、地方整備局による、地方整備局のための検討結果であると言わざるを得ず、断固反対である。
35	(1) 安全度 意見：「河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか」を評価軸とするとしているが、何をもって安全を確保できるかということを検討すべきである。治水における安全を確保する問題を改めて論議した上で、評価軸に加えるべきである。このことについての私の意見は、13頁2.2の(3)で述べた通りである。
37	(2) コスト 意見：14頁の総合評価におけるコストについてはすでに意見を述べたとおりである。案の3つに限定すべきでない。
39	4) 持続性 意見：治水ダムは、おそかれ早かれ堆砂などで寿命があり、いずれ機能しなくなるものである。河川改修や堤防強化もそれぞれに修理や再改修などをしていかなければ持続性は担保されない。そのような視点では、河川改修や堤防強化は繰り返しが可能であるが、ダムはこのことが難しい点を考慮すべきである。後世に負の遺産をおしつけるべきでない。
42	(8) 流水の正常な機能の維持への影響 要旨：ダムによる流水の正常な機能の維持は、ムダなことであり、ダム建設の目的とすべきでない。 意見：流水の正常な機能の維持の目的には、遡上・降下するサケマス類のためにという目的が書かれている。夏から秋にかけて親魚が遡上するが、この時期の渇水を緩和するためという目的がもつとも多い。しかし、河川の豊水や渇水は大昔からあったことであり、それに適応した生物が現在残っている。サケマスを例にとると、夏季の渇水期には滞りにひそみ、時々降雨時に一気に遡上することが知られている。生物にとって変化する流量が正常であり、一定の水量は非正常である。冬季には一般に渇水となるが、この時期にダムの水を用いて水量を増加させることは、非正常である。孵化後の稚魚にとっては流量の増大は脅威となる。非正常を作り出す流水の正常な機能は、したがって正常ではないので、ダムの目的にこのような不自然な機能を持たすべきでない。
45-60	利水の観点からの検討 要旨：利水目的のダム建設の条件とされている水利権について現実的な対応をすべきであり、第8章に盛り込むべきである。 意見：北海道の当別ダムを例にとりあげる。当別町；現在は水道水源の大半を当別川の暫定水利権に依存しているので、石狩湾西部広域水道企業団（北海道、札幌市、小樽市、石狩市、当別町で構成）からの受水に切り替えたいとして、9,600m³/日の水道水量を求めている。 現在の当別町の当別川からの水道水源は、安定水利権：1,584m³/日（0.018m³/秒）、暫定水利権：6,336m³/日、計7,920m³/日（0.091m³/秒）である。人口減少が予測されているのに、今より1.2倍の水道水量を要望しているのは疑問である。 暫定水利権は、ダムが完成するまでのものであるが、実際に暫定水利権で取水に支障がなかったことを考えると、これを安定水利権にすることには問題がないと考えられる。

	暫定水利権は、国交省の規定では、国交省が決めた正常流量を下回る場合に水道水を求めるときに設定されるものである。私たちは、別途のべるように正常流量の設定に疑問をもっている。また、正常流量を是とした場合でも、暫定水利権の流量は渇水流量の 4%にすぎず、正常流量の基準も厳密に科学的とは言えないことを考慮すると、柔軟に対応して当別川の暫定水利権を安定水利権とすべきであると考えている。 サンルダムで必要としている水道水量は、取水源の名寄川の渇水流量の 0.5%程度、平取ダムを必要としている水道水量は取水源の沙流川の渇水流量の 0.2%に過ぎない。これだけわずかの水量のためにダムを建設すること自体問題である。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	24
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
20	7	代替案は従来計画と「同程度の」安全度を確保することが基本とあり、代替案の安全度を抑えることがどこまで許容されるのかが曖昧となっている点が気になりました。それぞれのケースで違うとは思いますが、コスト第一を重視するあまり、コストを抑えて、安全度も抑えて、という中途半端な事業とならないとも限らないのではないかと思います。			
7	9	危機管理対応として避難誘導等のシステム整備が挙げられていますが、すでに運用が始まった地域もあるという携帯電話を利用した降水量等のリアルタイムでの情報提供などは、洪水発生時の対応として有効ではないかと思います。また、こういったシステムの定着は緊急時の対応のみならず、治水に関する住民の意識を高める効果もあり非常に有効だと思います。			
37	9	完成するまでの費用についてですが、ダムに関しては周辺を公園に整備したり、天端に高欄を設置したりというダム本体の機能とは関係のないものも含まれているかと思います。代替案と比較する際もそうですが、今後ダム建設を行う際にもこういった部分は費用削減の余地があるのではないかと思います。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所			
③電話番号		メールアドレス	
④職業	なし	⑤年齢	80
⑥性別		男	
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
		要旨 現行ダム事業の妥当性検証や事業のC/B計算以前に、下記事項の検証確認を完了させる必要があることを指摘します。 1 気象観測技術の進歩、それによる地域の微気象学的知見の集積により、現在の施設管理の技術は飛躍的向上の可能性が放置されたままである。、同じ流域の一群の既設ダムの運転規則等の見直し等により、新設施設の必要性の根拠に大きな影響を及ぼすことが予測される。 例-アメダス情報により特定ダムにおける予備放流などの時系列プログラミングがある程度可能であり、当地過去数十年のでの洪水被害、秋雨前線や台風通過による洪水被害に対しても、かなりの被害減少が期待できる状況。 2 洪水被害の積算要件中には人家浸水・農地災害等（加えて流域下水道・道路舗装率アップ等）国交省や農水省土地改良事業などにより、従来のその流域自然の流水流下速度は急増し、その結果による人為的洪水被害などが誘発される状況が形成された。現在の洪水被害試算からは、まずは流域（扇状地）における作為的被害分を減算し、然る後の再計算が妥当ではないかと考えられる。 例-農業用幹線水路の構造は、末端ほど細くなるため、当地のような地域では、降水時に扇端部は常習洪水、一方扇頂部は、日照や冬季乾田化で急激な地下水低下に苦しんでいる一般的事実があり、作為による加算額分の減算を、積算要件に含めるべきである。	

【記入例】 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		農業		⑤年齢	58
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
16	24 ~ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」 ■意見 1 【検証主体は、事業者ではなく中立的な立場の第三者機関が行うべきである。検証するのは、所詮人間である。元上司や同僚が計画立案したものに現在の担当者が厳格な検証ができるとは思えない。】			
18	3 ~ 6	「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」 ■意見 2 【関係自治体の「立場」とは、当該ダム事業の検証よりもその地域経済への波及効果の「検証」にある。コストが嵩めば嵩むほど、地域への「おこぼれ」も期待できる。この矛盾を抱えている限り公正な検証は期待できない。仮に代替案が良くても実現可能性（予算がつく保証）が低いと読めばそちらには動かない。ダム事業への地元の期待と皮算用に縛られているので、代替案の検討にはおおむね消極的である。代替案を積極的に奨励し、予算措置等の担保が必要である。】			
39	9	「●完成までに要する費用はどのくらいか」 ■意見 3 【ダム事業の基本計画告示以後、事業の目的や事業費、工期等の変更が生じたために基本計画変更告示が行われた事業については、その変更理由と妥当性を徹底的に検証すること。】 ■意見 4 【ダム事業においては、当初計画を大幅に超える事業費に膨れ上がっている事例が多く見られる。このようなことのないように、今回の検証後に事業費変更が行われるような場合には、事業の即時停止措置と検証責任の徹底追究を求める。】			
60	2	「次のような考え方で総合的に評価を行う。」 ■意見 5 【現在進行中のダム案と代替案の比較検証においては、差異が客観的にわかる評点方式を取り入れると同時にその評点を公表すること。例えば、荒削りではあるが以下のようなものである。】			

ダム案及び代替案の評価表				
	評点範囲	**ダム	堤防嵩上	遊水池
コスト	-200～0	-140	-160	-180
目標達成度	0～100	80	70	50
緊急性達成度	0～100	40	60	70
生態系と生物多様性	-50～50	-40	-20	40
住民理解度	-50～50	-40	-10	-20
総合点		-100	-60	-40

15

18～20

「検証が終了するまで、国土交通省は当該ダムについて用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。」

■意見6

【道路の付替工事や生活再建工事等は、あとの活用が利くなど全く無駄になるとは言い切れないものもある。しかし、転流工事は本体工事を前提とした工事であることは明らかであり、本体工事が中止になれば全くの無駄な工事となってしまう。したがって、転流工事は本体工事と一緒にすべきものであり、本体工事に入っていないダム事業では転流工工事へも入るべきではない。】

45

6～11

「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」

■意見7

(要旨) 【利水参画者から提出された利水事業等については、地域全体の「ダム建設による地域経済活性化」という大命題のもと、過大な水需要を設定している例があるので、厳格な再検証が必要である。】

当地の成瀬ダムはかんがい用水の確保が第一目的だが、その根拠となる「平鹿平野農業水利事業」では、代かき期の用水が足りないとしてそれまでの2倍の取水を申請した。その根拠となっているのが、当該水田における「減水深」（一日に水田の水がどれだけ減少するかという指標）という考え方だが、現状に合わない過大な大きさに設

19	1	定している。東北地方整備局が東北農政局のこの「作為」をきちんと認識していたのか、きちんと検証してほしい。また、上水道計画の認可申請についても、人口減少を意図的に過小に見積もっており、明らかな「作為」があったと認識できるので、このような点もしっかり検証してほしい。 http://www.stop-narusedam.jp/pdf/yuzawasuidou_genjitsu_100808.pdf 「第4章 検証対象ダム事業等の点検」 ■意見8 (要旨)【ダム事業の検証を行う時には、これまでの事業遂行過程のなかで「違法行為」または「瑕疵」があったと住民から訴えがあった場合には徹底的に調査し検証すること。真実を突き詰めるには、第三者機関による検証がカギになる。】 当地の成瀬ダム建設地は自然度が高く猛禽類の飛翔、繁殖が高頻度で行われているところである。私たちは猛禽類について様々な観察を行ってきたし、事業者側も調査委員会を設ける等配慮をしてきたと思う。しかし、事業者側は、これらの信頼関係を根本から疑わせる行為を行った。2007年春、付替道路建設予定の森で猛禽類の古巣があった1本の樹木が先行伐採された事件がおきた。不審に思った住民に工事事務所の担当者は(不用意にも)「またその鳥が戻ってくると困るので先に切った」と話した。私たちは公開質問状にて質したが、まともな回答はなかった。事業の執行を急ぐあまり、現場の「勇み足」がありうることは予想されるが、問題は作業指示をした責任の所在が問われているのであり、自然保護の取り組み全体への信頼を根底から崩すものであろう。このような事件の検証は事業者側にはできないことは明らかである。 公開質問状は 国土交通省湯沢河川国道事務所からの回答は
----	---	--